
平成26年 第1回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成26年3月4日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成26年3月4日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(21名)

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 二ノ宮健治君	10番 小林華弥子君
11番 新井 一徳君	12番 佐藤 郁夫君
13番 佐藤 友信君	14番 溝口 泰章君
15番 渕野けさ子君	16番 太田 正美君
17番 佐藤 人已君	18番 田中真理子君
19番 利光 直人君	20番 生野 征平君
22番 工藤 安雄君	

欠席議員(1名)

21番 佐藤 正君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	書記 伊藤 裕乃君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	清永 直孝君	総務部長	相馬 尊重君
総務課長	麻生 正義君	財政課長	梅尾 英俊君
総合政策課長	溝口 隆信君	人事職員課長	森山 金次君
防災安全課長	御手洗祐次君	会計管理者	工藤 敏君
産業建設部長	工藤 敏文君	農政課長	平松 康典君
建設課長	生野 重雄君	健康福祉事務所長	衛藤 哲雄君
福祉対策課長	伊藤 博通君	子育て支援課長	小野 啓典君
健康増進課長	河野 尚登君	保険課長	田中 稔哉君
環境商工観光部長	平井 俊文君	商工観光課長	佐藤 眞二君
挟間振興局長	柚野 武裕君	庄内振興局長	麻生 宗俊君
湯布院振興局長	足利 良温君	湯布院地域振興課長	加藤 裕三君
教育次長	日野 正彦君	教育総務課長	安倍 文弘君
学校教育課長	松田 伸夫君	社会教育課長	加藤 勝美君
消防長	大久保一彦君		

午前10時00分開議

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。

議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。佐藤正議員から、所用のため欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（工藤 安雄君） これより、日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、2番、野上安一君の質問を許します。野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） おはようございます。工藤議長の許可をいただきましたので、2番、野上安一、一般質問を行います。

まず、今回の大雪、半世紀ぶり、50年ぶりと言われております大雪で災害に遭われました皆様に謹んでお見舞いを申し上げたいというふうに思っておりますし、災害に遭われた皆様方に、一日も早い復旧と同時に、市の支援をよろしく願いをいたしたいと思えます。

さらに、今議会で退職をされます7名の退職職員の皆さん、そして3ないし4名と聞いておりますが、合わせて10名前後の職員の皆さんが退職するという事で、長い間の御労苦に先輩の1人といたしましても経緯を表したいというふうに思えますし、市民の皆さんもさぞかし長い職員生活に御労苦の敬意を表したいというふうに思っておるところでございます。

さて、私、市議会議員になりまして今回2回目の一般質問をさせていただきます。私の政治信念、「市民の元気」、そして「地域の元気」、「まちの元気」ということを政治信条に選挙戦を戦ってきまして、それをテーマにまちづくり、政治活動に頑張っているところでございますが、今回の大雪で3つのことを考えました。そして3つのことを感動いたしました。

まず「市民の元気」、これにつきましては、昨日先輩議員が御紹介をしておりましたが、湯布院の周辺部の皆さん、特に交通の便利の悪い地域の皆さんが、みずから自分たちの地域の農機具、あるいは除雪機具等を使って自分たちの道を開いていったと。この元気さ、この地域の元気が私たちの、由布市の元気を与えてくれたのかなというふうなことを考えました。

そして、次の「地域の元気」は、由布市の職員の元気を見ることができました。多くの職員の皆さんがきっと頑張ってくれたんだと思いますが、とりわけ湯布院振興局の地域振興課の皆さんをはじめとする湯布院庁舎の職員の皆さんが、2日、3日と連続して湯布院中心部のカーブ、あるいは坂のある交差点で除雪作業をしておりました。私たまたまそこを通ったんですが、私も降りて応援したかったんですが、その職員の皆さんの頑張り、塩カルをまいて、カクスコを持って、長靴を履いて、汗びっしょりにかいて市民のためにその交差点の除雪作業をしておりました。これを見た市民の皆さん、恐らく地域の皆さんは、職員の頑なりに元気をもらったのではないかなというふうなことを感じました。

もう一つ、「まちの元気」というテーマの中では、主要な市道、県道、国道が関係する業者の皆さん、関係する市民の皆さんによって除雪作業が24時間懸命に行われました。本当に九州の大部分の湯布院でこんなことがと、観光客の皆さんもびっくりしたと思いますけど、50年ぶりの大雪ということで、市民の一体感、そして市民の元気を見ることができました。本当に由布市も頑張れるんだと、市民、そして市役所の職員、そして関係するそれぞれの皆さんが頑張るこの除雪作業を見ることに、私たちもこの姿を見て頑張らなきゃと、頑張れるなというふうな勇気を与えてもらうことができました。

そうした中、きょうの大分合同新聞を見て、御存じの方もおるとは思いますけど、大分合同新聞スポーツ賞というのが発表されておりました。これは国際大会、あるいは全日本大会で1位になった方を表彰するシステムだそうなのですが、私たちの由布高校のライフル射撃部の男子が、本日3月4日の大分合同新聞社賞で表彰されるというふうなことを見まして感動しました。さらに、湯布院出身の八川綾佑君、この方は日本新記録を出して今回の大分合同新聞スポーツ賞をいただいたというふうなことが書かれておりました。さらに高野こえださん、由布高校でことし卒業いたしました、こういう湯布院出身、由布市出身の由布高校の生徒たちが、全国大会、あるいは高野さんは、日本選手を代表いたしましてドイツの世界大会にも参加したというふうなことを聞きました。なるほど、こういう方が、こういう人々が、こういう高校生が由布市出身で頑張っておるんだというふうなことで、恐らくきょうの新聞を見た方は市民に元気をもらったのではないかなというふうに思いますし、この由布高校の後輩たち、これから続く、由布市を背負っていく子どもたちが、この子どもたちを私たちは誇りにしなきゃいけないと、私たち大人はさらにさらに頑張らなきゃいけないというふうなことを考えました。

私の政治テーマであります「まちの元気」、「地域の元気」、「市民の元気」を感じたことを御紹介をさせていただきました。

早速一般質問に入らせていただきます。

まず、26年度予算の予算編成方針と市長の26年度重点施策について、種々立派な資料をいただいております。それから、前回、前々日と先輩議員も質問しておりますが、私は私なりに26年度の予算編成方針と市長の26年度施策についてお伺いをしたいと思っております。特に3項目、26年度予算編成に当たって、めり張りのある予算編成ができたのか、編成骨子と26年度の得に重点にしております重点施策、ペーパーでいただいておりますが、市長の口から市民の皆さんに紹介をしていただければというふうに思っております。

次に、私も12月定例会で質問いたしました、今回の消費税増額に伴います由布市民の経済対策は講じているのかと。小さな自治体で無理なこともあろうかと思っておりますけど、それ以上に市民の皆さんは今回の消費税に苦しんでおるのではないかと思っております。これに対して市民に対する経済対策が行われたのかと。

もう一つ、そのときにも質問いたしました健康立市、あるいはおんせん県おおいたとして頑張ろうとしてます由布市の市民が健康づくりや観光事業のために利用する施設の消費税の行政負担はできないのかという質問をしておりましたが、残念なことに、健康温泉館の一般利用者の300円につきましては、何かの事情でしょう、据え置きがなされておりました。据え置きという言葉を使っていいのかわかりませんが、300円。他と施設につきましては、本当に216円が218円になるとかいうふうなきめ細かな消費税分が加算されておるようでございますが、こ

れらにつきましてのこのプロセス、消費税に関連する関係各課で議論をした上で、私の質問に対して議論した上でこういう結果になったのか、その経過と結果について御説明していただければと思います。

3番目に、特に市民経済対策、防災対策予算、これから非常に大切になってきます防災対策予算、あるいは農業振興対策予算、観光対策予算、少子高齢化対策についての具体的な予算の目玉と同時に、新規事業が幾つか計画されているようですが、これらにつきまして具体的に御説明していただければと思います。

それから、4番目は、由布市の基本構想の第2次策定方針についてお伺いをしたいと思います。26年度中に策定骨子検討方針と、進行管理及び検証作業の実態につきまして、詳しく教えていただければと思います。特に、総合政策課で担当しております総合計画では、検証作業ってというのがとても大切な作業ではなからうかと思えます。総合計画の中でもはっきりうたわれておりますが、この民間と一緒に進んだ進行管理の政策会議はどのようになっているのかというふうなことについてお聞かせください。

次に、大きな2項目、健康立市宣言、1年間の検証とクアオルト構想について説明をしてください。

この健康立市宣言は、宣言して、市民の浸透の成果、まだ1年しか経っておりませんが、その検証について、どのような形で検証したのかと。3月が健康推進月間と聞いておりますが、さまざまな会議、さまざまなイベント、さまざまなシンポジウムが行われておりますが、これらの検証についてお知らせください。市民の健康づくりは医療支援も大切なことでありますけど、社会的支援も大切ではなからうかというふうなことで、健康寿命の延長施策っていうことを考えているのか、これにつきましてまちづくりと健康づくりを合体した健康づくり施策についてどのような考えか。地域の元気、由布市の元気を取り戻すために、元気な市民づくりの施策について御紹介ください。

次に、由布市の保健師と栄養士、市役所の職員の中で唯一保健師職と栄養士職というのが認められております。建設課の技術屋さん、農政課の技術屋さん等々は一般職でございます。唯一由布市の職員で保健師としての雇用、栄養士としての雇用がございしますが、この保健師と栄養士の役割、とってこの2つのセクションの市民の健康づくりの役割は大切ではないかと思えますが、発想の転換によります地域コミュニティと健康づくりについて御説明いただければと思っております。

3番目にクアオルト構想、この構想は前回は若干聞きましたが、由布市の認識についてクアオルト研究会、この2つにつきましての考え方を説明していただければと思います。この構想につきまして、由布市の認識と研究会の研究成果の検証報告、あるいは今後の方針についてお聞かせ

ください。もう視察や研修から脱皮して実践や実験事業に取り組むべきではないかと。長い歴史の中でこのクアオルト構想っていうのは湯布院の100年の計画で進んでおります。さまざまな研修、さまざまな研究が湯布院地域で行われてきましたが、この構想を由布市全体として、由布市全体の構想としてどのように進んでいるのか、あるいは湯布院全体で進めているのか、「食」、「農」、「文化」、「スポーツ」、「福祉」、「健康」、温泉と自然を合体したまちづくりが合併前の湯布院町の100年の構想でありました。この構想は由布市総合計画でも推進方策が定められているようでございますけど、市長のお考えをお聞かせください。

私は、地域型テーマパーク構想に、非常に興味を持っておりますが、この地域型テーマ構想としての重点事業として推進する考えはないかお聞かせください。

関連いたしまして、クアオルト構想の中核施設として当時の湯布院町がつくっておりますゆふいん健康温泉館の市民利用の実態や営業収入の実態を踏まえて、今後の位置づけ、ゆふいん健康温泉館は今後存続していくという確認はなされておりますけど、市民の健康づくりの中核施設としての未来、あるいは営業実態、あるいは市民への浸透、思い切った施策展開が必要ではないかというふうに思っておりますが、幸いにしてこの多額な公費を使いました起債が来年度で終わる予定です。リニューアル構想を含めて検討するべきではないかというふうに思っておりますけどこのお考えをお聞かせください。

最後に湯布院の温湯地域、湯の坪・中島・津江・岳本自治区も地域テーマとして、地域のテーマパークとしての検討が進んでいるか。12月定例議会で、市長の前向きな答弁をいただきました。その後、二、三カ月、この地域テーマパークの構想はどのように進捗しているかにつきまして御説明をお願いいたします。

特に、この地域は観光地でありながら周辺部は過疎、高齢者、少子化が進んでおります。ユーバスの運行計画につきまして、地元の区長さんから要望を、市長は、あるいは関係する組織にお願いをしておりますが、何ら回答もまだいただいておりますが、このユーバス運行が温湯地区でどうしてもできないのかと、さらにお伺いをしたいと思っております。

それから、地域条例、これは地域は地域で決めなさいというようなことかもしれませんが、庄内地域、黒岳で行われております環境整備協力金制度を利用した由布岳の環境整備協力金の制定について、地元の牧野組合、あるいは地元の財産管理組合では、この由布岳の登山道荒れて牧野の維持管理も非常に川状態になっているというふうなことで、関係する協議会に地元も要望しておりますが、地域として環境整備協力金制度を導入したいというふうな場合の市の考えについてお聞かせ願いたいと思います。

次に、この地域を訪れる外国人観光客対策。昨今、一昨日からの市当局の答弁によりますと、お見えになる観光客の皆さん、お見えになる外国人の皆さんにつきましては、さまざまおもて

なし、さまざまな支援事業が展開され、今予算でも新規事業が展開されておりますが、ここで受け入れる地元の地域の皆さん、観光以外、観光産業以外の皆さんに対する支援というか考え方、迷惑という言葉は言いませんが大変戸惑いがあるようでございます。これらに対する考え方について御説明をしていただければと思います。

以上、大きくわけて3つの項目につきまして質問をさせていただきます。再質問はこの場で行いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） おはようございます。一般質問3日目、まず、2番、野上安一議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、26年度予算方針に係る編成骨子と重点施策についてであります。

平成26年度予算編成は、これまでの市政運営の基本理念に掲げて取り組んでまいりました、「融和・協働・発展」の中の「発展」に視点を置いて編成を行いました。そのために、将来への投資として不可欠な公共施設の整備に力を入れて予算化を行ったところでありますし、このほかにも発展戦略として必要な「行財政基盤の確立」、「教育整備施設の推進」、「農業振興施策の推進」、「観光振興施策の推進」、「健康立市施策の推進」、「地域の安全・活性化施策の推進」、それに「環境・景観施策の推進」の7つの施策を重点施策として、重点枠の特別予算を設けて予算化をしてきたところであります。

そのために、当初予算の規模が由布市発足依頼で最大となっておりますが、編成方針の冒頭で述べておりますように、第2次行財政改革大綱並びに実施計画を踏まえながらの編成を心がけております。手法といたしましては、従来の財政規律を堅持するため枠配分方式を継続し、枠配分経費については、特殊事情を除いては前年度予算額以内としたところであります。

具体的な事業予算の主なもの、市民経済対策ではプレミアム付きお買い物券発行による地買地消費推進事業、それから防災対策では新規事業で防災ラジオ経費の災害対策環境整備事業を行っておりますし、農業振興対策では商品開発や特産品のブランド化を図る地産地消推進事業を行っております。また、観光対策では新規事業で平成27年に開催される大型キャンペーンに向けての観光資源の磨き上げ等を行うおんせん県おおいたデスティネーションキャンペーン事業、さらに少子化対策では中学生までの子どもに係る医療費負担の助成を行う子ども医療費助成事業などでございます。

次に、平成26年4月導入の消費税の検討プロセスと結果についてお答えをいたします。前回の定例会で御質問のありました消費税の取り扱いにつきましては、国の法律改正を踏まえまして、適正な転嫁という形で、条例の改正案を今議会に提案させていただいたところであります。

議員のおっしゃられる健康温泉館など健康に係る施設につきまして消費税の転嫁をしない

ことについて検討いたしました。例外を設けることは難しいとの判断をしたところであります。

また、消費税増税に伴う影響に対しまして、政府が5兆円規模の経済対策を講ずる見込みでございます。市といたしましては、この政府の経済対策の内容を踏まえながら、市の施策に反映できるものは、できるだけ反映させてまいりたいと考えております。

次に、由布市基本構想の第2次策定方針につきましては、二ノ宮健治議員の御質問にもお答えをいたしました。由布市として成長期を迎えるための非常に重要な計画書であると考えております。計画書そのものも重要でございますけれども、策定するプロセスも大変重要であると考えております。

計画書の策定にかかわること自体、市職員として重要な研修の場、自己研鑽の場として位置づけ、大学などの教育・研究機関や民間企業の専門的な方々との産官学連携や市民と行政との協働連携を基調として計画策定にあたりたいと考えております。

計画策定は、26年度から着手し2カ年で作成することにしておりまして、市民満足度調査や基礎的な調査等を行うことで第1次総合計画を総合的に検証しながら策定審議会等で市民の皆さんの声をお聞きし、第2次総合計画の策定作業に取り組んでまいり所存であります。

次に、健康立市1年間の検証についての質問にお答えをいたします。

先の田中議員の御質問にもお答えをしたところでございますが、「健康マイレージ事業」や「ラジオ体操」、介護予防出前講座「すこやか健康サロン」、「健康の見える化事業～出前始めました～」などの新たな取り組みを始めたところであります。また、ウォーキングや水中運動療法の普及・推進などを行ってきたところであります。さらには、市民の健康増進を図るため、予防接種や不育症の助成も積極的に行ってきたところであります。

今後とも由布市健康立市推進協議会・由布市地域包括ケア推進プロジェクト会議や議員の皆様方の御意見等も賜りながら健康立市の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、保健師の市民健康指導についての御質問であります。現在、社会の健康課題は、がん対策の推進、社会問題化する自殺予防対策や児童虐待及び高齢者虐待の予防、効果的な介護予防の取り組み、感染症や障がい児や障がい者対策等、課題も多岐にわたっております。

このようなことから、保健師や栄養士の担う役割は、市民の健康を守る上で大変重要であるとともに、多様な市民ニーズに対応していかねばなりません。保健師・栄養士は、今後の健康立市の推進の中心的存在であると私も認識をしておりますので、必要に応じ適正な配置等を検討してまいりたいと思っております。

次に、クアオルト構想とクアオルト研究会についてであります。田中真理子議員からも同様の御質問がございましてお答えをしたところでありますが、議員も御承知のとおり、旧湯布院町のクアオルト構想のまちづくりの考え方、その精神を引き継ぎ、由布市として「滞在型保養温泉

地」を目指した取り組みを推進しているところであります。

近い将来予想される人口減少と超高齢化社会において、市民一人ひとりが元気で健康の生活できるよう、市民の健康づくりと質の高い生活環境づくりに取り組んでいくことが由布市のまちづくりを進めていく上で重要であると再認識をいたしまして、同様の課題に取り組んでいる3市が協働して滞在型の健康保養地づくりを研究するために、平成23年に「温泉クアオルト研究会」を設立したところであり、本年1月の田辺市で開催されました研究会では、新しく参加を希望する新潟県妙高市、島根県も太田市等も参加し、「健康増進」をテーマとして、実践・研究を行ってきたところであります。

3市の研究会については、より質も高い自治体として協議会に移行することが確認されました。今後も協議会として取り組んでまいります。とりわけ由布市では健康維持、健康増進事業を健康立市の具体的事業としてさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、ゆふいん健康温泉館についてでございます。これまで何度か議会で答弁をしておりますが、健康増進施設として今後も維持・存続することとしております。

次に、営業実態についてでございますが、温泉館の会計状況は、入浴料や会員券等の売上収入の伸び悩みや老朽化による修繕費など経費増加によりまして大変厳しく、一般会計からの繰入金で補填し運営している状況でございます。

ただ、この施設を利用し、健康づくりを行うことで、医療費・介護給付費の抑制に貢献しているという事実もございます。

また、利用者の状況につきましては、開館時と比較すると観光客などの一般者は、類似施設や家庭風呂が多くなったこともありまして徐々に減少傾向にありますが、市民の会員権購入者は増加傾向にございます。

次に、市民への浸透についてでございますが、このことにつきましては、合併以来、全市的にもっと利用者を広めるよう議会から度々御指摘をいただいたところであります。このようなことから、市民浸透策として健康立市の一環で65歳以上の市民を対象に年間12回の無料券を配布し水中運動等を体験していただく企画をいたしたところであります。挾間・庄内地域から50名ほどの方が無料券により利用されておりましたから、一定の効果はあったと認識をしております。

ただ、挾間・庄内地域から来館する市民は、距離的・時間的な問題もございまして、なかなか利用にはつながっていないところであります。このようなことから、庄内・挾間地域でも既存施設を利用した健康づくりができるような方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、起債償還後を見据えてのリニューアル構想についてでございますが、平成2年4月にオープンして以来、丸24年目を向かえまして、経年劣化により、修繕が必要な箇所が多く生じています。今後は、修繕計画など具体的な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、温湯地域拠点整備について、地域テーマパークとしての検討が進んであるのかとの御質問でございますが、12月定例会で温湯地域の実体や課題などを伺いましたが、現時点で特に具体的なことの検討までには進んでいないのが現状です。

今後については、さまざまな意見を聞く中で、地域の皆さんが主体となって、温湯地域全体を地域で暮らす市民と景観などで訪れる人たちの交流が深まって、さらに魅力ある地域として発展するように、市として検討し支援できるところは支援をしてまいりたいと考えております。

次に、ユーバスの運行計画の御質問にお答えをいたします。

12月の定例会でも詳しくコミュニティバス事業を開始した時点での運行ルートを選択・決定等の基本的なルールや考え方を含めて御回答を申し上げたところであります。運行するコースや区間、時間等変更要望、改善要望が出された場合につきましては、その内容が適正であるのか、ないのか等も含めて関係者に聞き取り調査を行った上で、検討事案として、検討委員会に付すべき案件であるか、ないかなどを判断しているところであります。

温湯地域からのコミュニティバスの運行要望につきましては、現在関係者に対しての聞き取りや、昨年アンケート調査を全市に実施しておりますので、その内容の調査等を今後検討しているところであります。

次に、地域条例等の制定につきまして、市の考えについてお答を申し上げます。

まず、地域条例についてであります。地域のルールや決まりごとは長い地域の歴史の中で構築されてきていると思います。そのルールに従って地域の自治やまつりごとを運営されていることと考えております。

御指摘の地域条例の制定につきましては、現行のさまざまな法的な範囲内で、かつ、地域内での合意形成が図られることが基本的に必要であると考えております。例えば、湯の坪景観地区協定のようなイメージではないかと考えておりますが、一定の範囲内で特別な事や物を担保、保存、あるいは保全等をするために、一定の決まりごとを策定していくことは大切なことであると考えております。

地域の決まりごとは、地域でつくることが基本でありまして、また重要であると認識をしているところであります。

次に、由布岳環境整備協力金についてであります。由布岳の環境保全につきましては、牧野組合など地域の管理組合をはじめ、国、県、地元関係自治体がさまざまな形態で維持管理を行っていることが、現状の美しい環境維持につながっていると考えております。

環境整備協力金は、利用者の自主的な理解と協力を得て協力金を徴収するものでありまして、市としては、由布岳環境整備協力金に関する条例制定は考えておりません。

次に、外国人観光客の対応についてであります。温湯地域には多くの外国人観光客が訪れて

いることや、異なる文化や生活習慣の違いによりまして、地域住民との間で若干の戸惑いがあることも充分承知をしております。

今後につきましては、地域住民の皆さんと外国人観光客とのトラブル防止を含めまして、地域の自治委員さんや観光関係者への聞き取りなどを行い、その対応を行ってまいりたいと考えております。

以上で私からの答弁を終わりますが、他の質問につきましては、部長より答えさせます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。

私のほうから少し健康立市推進事業の1年間の成果についてお答えをいたします。

2月17日現在、健康マイレージ事業の参加登録団体は18団体262名。100名の方に1万円の商品券が当たる健康マイレージへの応募数112口。湯布院健康温泉館無料体験券発行者数は290名であります。

また、トレーナーを定期配置したはさま未来館トレーニング室の利用者数については、24年度と比較しますと月当たり200人から300人の増加となっております。

地区公民館等で実施する介護予防で前講座すこやか健康サロンは4地区、80人ほどの市民の参加をいただいております。挾間・三船地区のように、このサロン事業を通じて、小関先生の指導によるウォーキングコースの選定やウォーキング大会に結びついた地域もございました。

保険課で実施しております健康見える化事業～出前始めました～につきましては、13会場281名の参加をいただきました。各種の教室・講座、各種会議時に健康体操等の普及・推進の中心となるヘルスアップリーダーも、25年度中に現役医大生も含め33名要請することができました。

またことしに入って、挾間の2地区の敬老会から健康立市の取り組みを含む福祉施策についての説明、意見交換を計画してほしいという要望があり、福祉関係部局の課長、担当者が地区公民館に出向き、各種施策の説明や御意見・御要望を賜ったところです。

なお、健康立市宣言をしたことにより、各主事業の実施に当たり、行政と各種団体等の連携が図られることになったことが大きな成果ではないかと思っています。例えば、湯布院町体育協会が主催するゆふいんチャレンジクラブの事業説明会に保健師の参加要望があり、一体となった取り組みを実施するようになったところがございます。

限られた予算やマンパワーの問題もございますが、由布市の地域課題の把握や社会資源の活用を含め健康立市の推進を図っていこうと考えております。

次に、保健師や管理栄養士が行っている具体的な取り組み等についてですが、保健師・管理栄

養士の配置につきましては、健康増進課健康増進係に保健師7名、介護保険係に1名、庄内保健センターに1名と嘱託保健師1名、挾間健康センターには保健師2名と嘱託保健師1名、管理栄養士1名が配属されております。

また、保険課に保健師1名、子育て支援課に保健師1名が配置をされております。

母子保険事業は、主に赤ちゃんの全戸訪問や乳幼児健康審査・教育・相談事業等を行っております。

成人保険事業としましては、主に市民の生活習慣改善を目的に、特定健康審査や特定保健指導・がん検診・バランス教室・アクティブヘルス教室等を行っております。

高齢者の健康づくり事業では、主に介護予防事業として、いきいき・わいわい元気塾やすこやか健康サロン等を実施しています。

また、ヘルスアップリーダーの養成や組織の活動推進を行い、健康対策等の普及に努めております。

栄養士は、乳幼児の栄養指導、離乳食の試食、朝食の必要性を啓発する早寝・早起き朝ごはん事業の実施、男の料理教室・健康教室や特定保健指導に栄養指導、また、食生活推進協議会の育成強化や活動に対する指導を行っております。

また、平成26年度からは、健康増進課に総合相談窓口を正式に開設し、保健師とともに常駐の臨床心理士を配置することによって、精神保健事業など、市民のこころの健康づくり事業の充実に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 御丁寧な御答弁大変ありがとうございました。限られた時間がだんだん短くなってきましたが、二、三項目ずつ関係部課長にお尋ねしたいと思います。

まず張り詰りの予算のことにつきましてですが、質問の答弁なりに積極予算、発展に向けての積極予算が組まれたというふうなことで、非常に県下全自治体を見てもほとんどの自治体が同じような内容になっているというふうなことを私の情報では得ておりますが、今回25年度当初予算174億円に比べまして、26年度187億円、7.5%の発展型予算。非常に市民にとっても私たちにとっても市長の思い入れ、これからまちづくりに積極的に取り組んでいくんだということが見受けられるわけですが、一言で言いまして、この13億円の増の支出内訳の実態、主なもの、一言で言うとうどういう形になるのかと。あるいは消費税増税に伴う市民経済対策につきまして、一言で言うとうどの部分に特に反映されているのか。私を見る範囲では、庁舎の建設、消防施設、教育施設の充実等、箱物施設が非常に目立つようですが、町民、市民一人一人の暮らしの部分についての予算編成につきましても具体的に説明をいただきました。とても心配しているこ

とは、27年度以降はどのような形態で運営されていくのか。財政課長にお尋ねしますが、今回の積極予算を踏まえて、27年度は減額予算になってくるといふようなこともあり得るんじゃないかと思いますが、その辺財政課長、予算の来年度以降の見通しにつきまして簡単に御紹介していただければと思います。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長でございます。質問にお答えをいたします。

本年度予算が大きく、前年度に比べまして伸びましたけども、先ほど市長が説明したとおり、大規模な公共施設整備と、それから重点枠の設置によって7つの施策の事業を盛り込んだということで述べております。端的にということでございますので、27年度からの運営が心配になれるのかと思いますけども、財政課としましては、中長期の財政計画というのを作成しております、その範囲内の中でその事情を勘案しながら予算を組んでおりますので、持続可能な財政運営に努めてまいりますので、その辺は財政課としてもしっかり押さえて、次年度からも編成をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 特に心配するようなこともないというような財政課長の御答弁にございますが、27年度以降、市民にこの今年度の増額予算の、伸びの予算のつけが来ないように、健全な財政運営につきましてよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、2番目の消費税の関係につきまして、12月議会で健康立市、あるいはおんせん県の中核地であります由布市において、市民、あるいは観光客の皆さんが利用する温泉施設、あるいは健康づくり施設については、消費税は行政負担ができないのかと、研究したのかということでしたが、公平に、公正にというような市長の答弁でございました。若干この件について勉強してみましたが、25年度のこの市の、市そのものに入ります消費税の納税義務がある団体、納税義務がある会計、あるいはその消費税をそのまま市の財政の収入として扱うシステム、これにつきまして、財政課長、もし、例えば市民からいただいた消費税は行政市当局も税務署等に納入をするのか、する団体があるのかというふうなことを御紹介していただければと思います。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長です。お答えいたします。

地方公共団体の中で消費税を納める事業者としては、特別会計を持ってあります水道の会計、それから農収の会計、それから健康温泉館でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） これらの会計、特別会計等につきましては、当然市民からいただいた、お預かりした消費税は国税当局に納めると。それ以外の部分については市の収入として換算するという形で解釈してよろしいわけでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長です。

消費税として税務署に収めるという形はとらなくて、うちが経費として使うときに消費税を納めるという形で消費税を払うということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） そこで、消費税のことについてちょっと若干気になることがございました。例えば、消費税の条例の中で3条の関係で、湯布院中学校の体育館、1時間420円が430円に、小学校の体育館、1時間310円の据え置き、湯布院公民館、1時間210円が216円に、同じく1時間、視聴覚室、非常に町民の使う率が多い視聴覚室が168円が税込みで172円と、はさま未来館の和室が210円が216円と、さまざまに小まめに計算されて条例提案をされておりますが、温泉館に限りまして市民料金が300円の据え置きと、私は据え置きというふうに解釈をしました。私が12月議会でしたことを反映されているのかなと思いましたが、一般市民は一般の方は500円から510円に上がっておりますが、市民は300円据え置きというふうに、据え置きという言葉を使っていいのかわかりませんが、300円ということになっています。これにつきまして、消費税担当課、もしくは温泉館担当課に御答弁をお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長でございます。今の御質問にお答えをさせていただきます。

300円の件でございますが、計算の例も資料のほうにお示ししておりますが、その計算でしますと308円となります。10円未満切り捨てということで、現行の使用料であります300円ということにしております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 300円が限度のラインではなくて、その現在の使用料金に率を掛けた分で、切り捨て、切り上げの関係で、例え300円以下の施設でも210円が216円になるというふうな解釈で、たまたま健康温泉館の市民利用は300円の据え置きという形で解釈すればよろしいわけですか。健康温泉館の利用者にどういうふうな形で説明を、安いから、横ばいですからいいんですが、ほかの施設については210円が215円とかなっておるんですが、

これ幸いにして私が質問を12月にしたことを、執行部において300円に据え置きをしてくれたというわけでもないんですか。

○議長（工藤 安雄君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） お答えいたします。

端数がついてる施設、今言われましたように、公民館等がございます。この端数の考え方でございますが、基本的には10円未満切り捨てということでしておりますが、現行の使用料、端数がある分につきましては、そのまま端数を残して消費税を上乗せしたという形で金額を出しております。300円につきましては、先ほど申しましたとおり、端数整理をいたしまして現行の使用料と同じということになっております。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。また具体的には委員会の席でお伺いしたいと思っております。

それから、予算に関しまして、さまざまな事業、さまざまな重点施策等につきましては、先ほど市長から具体的に御説明をいただきましたので控えます。

特に、一つ、地域の安全・活性化対策のことについて御質問いたします。

防災士の活動政策につきましてですが、由布市は今回、昨年、1昨年と防災士の認定につきまして支援、市の支援事業で防災士の育成を行っております。単独で、この市や県の支援がない単独で由布市には30人の防災士がいました。24年には80人、25年には32人、合計由布市内には142名の防災士がいらっしゃいます。この防災士の活動、活躍について、資格を取ることについては支援事業をしてきましたが、活動報酬につきまして、消防団、あるいは交通安全協会等の事務局、支援等につきましては防災安全課で行っておりますが、わずかこの142名に対する活動費の補助金が3万円でございます。他の団体につきましては十数万円でございます。まあまあ今からはよちよち歩きで防災安全課が支援をしてくれるというふうに思っておりますが、余りにもこの3万円の補助金で活動をしようと、資格を取って防災士の体制、必要性ということにつきましては十分市の思い入れ、市の働きかけはわかりましたが、取った後の指導、取った後の事業支援、防災士協会任せという形ではいけないのではないかと思いますが、この辺につきまして防災課長は見てない、総務部長、もしよろしければ御答弁お願いします。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長でございます。

防災士の役割というは、今からの地域防災力の向上のために大変重要であるというふうに考えております。防災士の支援につきましては、スキルアップ研修などは計画として実施をしてまいりたいというふうに考えておりますし、市の防災士協会への加入をしていただいて、協会との連

携を深めながら、各種研修会、そういったものへ参加していただく、そういった支援は考えていきたいというふうに考えております。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わずかな補助金でございます。今後、活動内容によりまして防災士会への支援等につきましては、御配慮を賜りたいというふうに思っております。

次に、総合計画につきましてですが、26年度と27年度、2カ年かけて実施していくというふうなことでございます。1年目の由布市が誕生したころ、何もわからないと言うと失礼ですが、何もわからない職員同士が寄せ集めて、湯布院ルール、庄内ルール、挾間ルールで総合計画を、市民の皆さんとともに懸命になって努力してつくって来ました。この総合計画の中で、その議論の内容につきまして、130ページに、この総合計画の130ページにしっかりうたわれております。この総合計画を進行管理するために、由布市政策懇談会を設置してその議論の概要について市民の皆さんから意見を聞いて進行管理をする。先ほどは、市庁舎内の職員の進行管理につきましては十分聞きましたが、この総合計画でうたわれております総合政策懇談会の設置状況、進行管理状況につきまして1点お尋ねします。

もう一点は、今後、市民の安全・安心対策、あるいは防災対策、あるいは再生エネルギー対策等についても十分総合計画の中に反映をしていただくことを期待しておりますが、もう一つ気になることがありました。総合計画の総予算は一般財源100%になっています。2,100万円余りの経費が26年度で計上されております。これ27年度になるとさらに予算がふえてくるのかというふうに思っておりますが、内容は計画策定補助業務委託、多分業者委託だと思いますが1,375万8,000円、地域満足度調査の委託399万6,000円、経済動向調査委託300万円、策定審議会関連費47万8,000円、合計で2,123万2,000円。余りにも金額が張り過ぎるんじゃないかと、余りにもコンサルタントに丸投げの状態では総合計画をつくっていくのではないかと。やっぱりこういう総合企画は市民の皆さんの声、それから市役所職員の手づくりによって作り上げて、少なくとも印刷製本費程度を計上するのが本意ではなかろうかと思いますが、この3つの業者委託でございましょう、委託費ですから、この具体的な内容につきまして、時間がありませんので簡単に御説明を総合政策課長に求めます。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

まず審議会の開催状況でございますけれども、これについては変更等が生じたときしか今のところ開催をしませんので、現在の総合計画策定の変更等々の開催ではしてないような状況でございます。

それから、新しい第2次総合計画策定の際の審議会は、当然新しく策定をいたしますし、当然

地域審議会等にもかけていく作業はプロセスとして当然あるということになってございます。

それから予算の話でございますけれども、実は冒頭市長の説明で産学連携というふうなことも申し上げました。実は、26年度から2カ年かけて策定する予定でございますけれども、簡単に申し上げますと、一応九州大学との連携協定を結んでおりますので、九大との委託料が発生をいたします。それプラスコンサル業務が発生しますし、今議員おっしゃられるとおり、その事前の基礎調査として市民満足度調査、これが400万円です。それから産業連関作成表という、これ新しい調査、いわゆる産業別基本調査を新しく市になって初めてやることになってますので、これも300万程度かかるということでございますので、九大については6年度、7年度、一緒の金額じゃありませんけれどもかかります。あわせてコンサルも、6年度、7年度かかるということでございますので、そういったことも踏まえて少しボリュームが大きくなっているということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 勘違いしてほしくないのは、私は言っているのは、地域審議会のことではなくて総合計画の進行管理を毎年やっていくと。このために由布市政策懇談会、こういうのを設置するということになってますので、この設置がどういうふうに設置をしてどのような指導を、どのような意見が来ているのか、どういうメンバーがおるのかということを知りたいんですが、これにつきましてはまた委員会で具体的に聞きたいと思っております。

それからコンサルの委託料を含めて九州大学、大学の先生に頼むことも必要でしょう。最近、特に目立つんですが、全体的に市の予算、市の事業の中で、大学の先生に委託すると。ほとんど由布市のこと、湯布院や庄内、挾間のことを知らない大学の先生に丸投げの状態に頼んでいくことよりか、由布市にはいろんな知恵、いろんな技を持っている市民がいっぱいいらっしゃいます。どうして市民のそういうノウハウを採用しなくて九州大学の先生なのか。業務委託することはわかりますよ。しかし、大学の先生方に何千万もかけて委託することよりか、市民の皆さんに知恵を借りて手づくりの総合計画をつくることによってその総合計画が反映されていくと。私たちがつくった、私たちがかわったことによって市民や職員に意識が高まっていくのではないかと。大学の先生やコンサルに丸投げ状態で、丸投げっていう言葉は適切な言葉ではないかもしれませんが。わからないところの知恵を借りるということだと思いますが、再度この辺につきましては委員会でも時間がありますので聞かしていただければというふうに思っております。

以上、26年度の予算と重点施策につきましては終わります。

次に、健康立市とクアオルト構想についての質問をいたします。

先ほど福祉事務所長から詳しく説明をいただきました。同僚先輩議員の田中真理子議員からもプレッシャーをかけられましたので、クアオルト構想と研究会についての御質問をさせていただきます。

い。

まず、このクアオルト構想と研究会。まず、クアオルト構想につきましては、改めてこの湯布院町、合併前の湯布院町が、昭和30年に湯布院町が誕生して以来、34年に国民保養温泉地に指定されまして、51年に「この町に子どもが残るか」というようなシンポジウムをした後、53年にクアオルト構想の視察のために西ドイツに視察をしております。そして56年に当時の湯布院町、国民保健温泉地に指定をされまして、57年に100日間かけて100日シンポジウムというのを開催し、クアオルト構想の方向性、考え方について議論を市民同士でしてきました。そして昭和60年にクアオルト委員会を設置して、61年に答申をいただいております。そして平成2年の4月に、当時としては珍しい公有地信託制度という制度を利用してクアージュゆふいんがオープンをしております。その後、平成8年の4月に町営施設として再スタートを切ったわけですが、当時の合併前の湯布院のクアオルト構想は、湯布院の100年の計画というふうなことを言われておりまして、まちづくりにこれに向けて動いておりますことは、市長、十分御存じだと思います。これだけ合併前の湯布院町が多く私たちの先人たちが、あるいは歴代の4人、5人の町長が、まちづくりの手法として健康な保養温泉地づくりの歴史を継承しておるところでございます。湯布院にとってはとっても重い100年の構想であります。その100年の構想が今59年経ってきております。単に温泉を利用するだけじゃなく、そんな小さな発想ではありません。人々の暮らし、健康づくりや農業、福祉や教育に至るまで、全ての地域づくりがクアオルト構想につながっております。合併前の新市建設計画も挾間地域、庄内地域、湯布院地域のそれぞれのまちづくりの歴史を継承して新市まちづくり計画、あらかしの森構想等をつくってきましたが、庁舎の建設、これらの議論もとっても大切なことだというふうに認識しておりますが、これまで3町が養ってきた文化、歴史、まちづくり、昨日新井議員も庄内地域の花嫁事業のことも継承をというようなことを言うておりましたが、合併前の3町のまちづくりの歴史っていうのは非常に重うございます。新たな観光組織設立っていうことで事務局体制も確立するようでございますが、これらを含めましてクアオルト構想の推進につきまして、市長、改めてこの重さを認識していただいて、さらなる前進、他の3町との交流も大切でございましょうが、この湯布院、挾間、庄内、それぞれ養ってきたまちづくりの重さを継承するための湯布院のクアオルト構想の継承につきまして、改めて市長の認識、考え方をお聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 全国に先駆けてこのクアオルト構想というか、湯布院が取り上げたというのは本当に素晴らしいことだと、なかなかできないことであるというふうに私も認識しております。今そういう健康温泉館を使って水中運動をしながら健康をつくっていくというふうに状況になっておりますけれども、もうクアオルトというのは、クアそのものを考えると大変幅の広い

ものであるというふうに思います。そういうことから、今後そういう健康を増進させながら次の事業に取り組んでいくことができないかということについて、市民の皆さんと一緒にやっていける方法はないかということで考えているわけであります。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） さらにこのクアオルト構想の磨きをかけていただいて、由布市のまちづくりの理念として推進していただくことを期待します。

大変残念ですが、時間がなくなってきました。最後に温湯地域のことについて、1点だけお聞かせください。

非常に外国人が温湯地域には多く入ってきております。多く来ることについて拒むわけでも何でもありません。ただ観光施策そのものが来るお客様に対する施策、来るお客様に対する支援、来るお客様に対する補助事業が主でございます。そこに訪れた地域の皆さんに対する支援、地域の皆さんに若干の戸惑いがあることにつきまして、簡単に湯布院地域振興課長、もし考えがございましたらどうでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 時間が参りました。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。非常に残念ですが、また次回にします。ありがとうございました。

○議長（工藤 安雄君） はい、お願いします。

以上で、2番、野上安一君の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。

次に、14番、溝口泰章君の質問を許します。溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） おはようございます。政策研究会の溝口泰章でございます。

きょう朝出てくるときはインターチェンジは3度で、あったかいのかなと思ったら、武宮に下りてくるともう6度になってました。温度が低い湯布院のほうからあったかい挟間に来て、あったかい答弁を聞きに来たようなもんでございますので、よろしくお付き合いのほうお願いいたします。

改めまして、この議会で退職なさる皆さんに、これからの退職後の人生がより充実したものになるように心から祈念申し上げます。そして、大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。

いました。これから、三寒四温の中で春の到来を待ちながら、この3月議会を無事に乗り越えて、本当に夢のあるまちづくりが実現するように、皆様方と協力しながら議会活動に励みたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。通告は3点でございます。大きく、英語教育の改革、拡充強化、高度化への対応について。2つ目が地方交付税の合併算定替から一本算定となっていく今後の大幅減額に対する対応策。そして市長の施政方針の中で感じたこと、これは1番目の英語教育の改革の質問とかぶるところはございますけれども、施政方針の中で教育環境整備施策の推進をするという姿勢について伺いたいと思います。

細かくは、大きく、英語教育のほうにつきましては、このグローバル化に対応できる英語能力の向上というものが、小学校教育課程に組み込む改革、実施計画を伴います平成26年度から政府のほうでは「協力」という言葉で推進していくようでございます。対応して市の実施計画はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

細かく1点目が、この英語教育改革実施計画の究極的な目標は市としてどういうふうに設定するのか、その目標達成に向かってのプロセスはどのように組み立てられているのかを伺いたいと思います。

2点目は、この教育導入に係る教員の加配、また教員の養成研修の計画と現実はどうなっているのか。

3点目は、教育長にお伺いしたいと思います。小学校過程でのこの英語教育導入について、教育長の評価、そしてこれが将来的にどのような成果を上げるんだろうか、どんなふうに予想、想定なさっているのかをお伺いします。

4点目は、このグローバル化対応の英語教育に関して、教育委員会での議論はなされたのか。議論があったならば、その経緯と内容についてお知らせください。

5つ目は、この国会かまた次期ですけれども、国会で教育委員会制度の改正関連法案が提出されるという予定のようですけれども、この改正案について教育委員会ではどのような検討、対応をなさっているのか伺います。

6つ目が、この制度改革で教育長の任命権を持つ首長の権限と責任は拡大されます。その予定です。教育委員会は首長の附属機関となるというふうな話も伺います。またきょうの新聞報道によりますと、教育長と教育委員長が兼務するとかいうふうに、まだ今のところ議論がまとまっておられませんけれども、こういう教育委員会の変質、改革に対する市長のお考えを伺いたいと思います。

大きな2点目のほうですけれども、合併特例債が終了して地方の財政状況が厳しさを加える時代となります。その中で財政の健全化と市民生活の安心安全を担保することは、やはり困難な状

況になるというふうに思います。財政状況の悪化を見越した対策について、細かく3点お伺いします。

まず1点目は、平成28年度から逡減開始となって5年後の平成32年で合併算定替が終了します。由布市中期財政計画では歳入の大幅減が続くことになり、平成33年には地方交付税は24年度比較で12億円の減少が予想されております。その歳入減額への対処策をどのように構築しているのか伺います。

2点目は、財政調整基金・減債基金は平成27年度末までに25億円以上目標にしておりましたが、現在で27億円、また25年度になりますと、もっと9億ほどこれにまた加わるような話を聞きました。しかし、財政計画ではやがてこの枯渇が予想されております。多くの自治体も同様に、合併した市にとっては激変と言っても過言ではありません。これまでにこういう予測のもとにした県、あるいは国との話し合い、お願い、調整はとっているのか、お伺いしたいと思えます。

3点目は、平成29年度の決算で、予想ですが、財政赤字が発生することが予想されます。32年度には経常収支比率が101.4%と100%超えです。財政硬直化がどんどんと深まっていく時代になります。急速にこの財政状況は逼迫することになりますけれども、どのような策をもって打開していく所存か、お伺いしたいと思えます。

先ほどちょっと触れましたが、市長の「教育環境整備施策の推進」について、追加で質問でございます。

市長は、小学生を対象にして、平日の放課後、土曜日など学校のない時間帯を利用して子どもたちに学習の機会を提供しているということでしたが、その具体的なプログラムを紹介ください。

2点目は、中高一貫教育の推進は理解できます。実際にやっているところでございますけれども、同時に庄内地域の少子化に対応する形で小中一貫教育が必要な段階ではないかと思うのですが、その構想などありましたら、あるいは取り組みがありましたら状況をお聞かせいただきたいと思います。

再質問はこの席で行います。簡略でわかりやすい御答弁をお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。教育委員会関係につきましては、教育長が答えますのでよろしく申し上げます。

はじめに、地方交付税は合併算定替から一本算定となって大幅な減額が予想されると、その対策はどうかということですが、御指摘のとおり、合併した自治体にとりましては、普通交付税の合併算定替期間終了後の財政悪化が喫緊の課題となっております。

平成25年度由布市中期財政計画におきましても、平成28年度から普通交付税の段階的削減が始まりまして、このまま推移しますと平成29年度に収支が逆転し、普通交付税の大幅削減のあおりを受けまして、経常収支比率も32年度には100%を超えてしまうという状況が見込まれております。

これに対しまして、由布市におきましては、大分県内の合併市で構成する「合併市における普通交付税の算定方法を考える研究会」に参加をいたしまして、研究・協議を重ね、また、全国232の自治体からなる「合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会」に加盟をいたしまして、合併後の新たな財政需要等を交付税算定に反映させる運動の取り組みを進めてまいりました。

幸いにも、平成26年度から、支所に要する経費の算定等の見直しが行われることになりまして、以降も5年程度の期間で、引き続き合併市町村の実情を踏まえた検討がなされることになっております。

今後とも県、県内合併市と歩調を合わせまして、算定見直しの活動を進めるとともに、国の動向にも注視してまいりたいと考えておりますが、こうした見直しは、現時点で年間12億円と推定される一本算定後の減額分をカバーすることは到底できず、平成28年度以降は大変厳しい財政状況に陥ることが明白になっております。こうした状況に対応すべく、これまで毎年全職員を対象に財政状況説明会を行いまして、人件費、物件費の削減を中心とした行財政改革を強力に進めまして、県内最低レベルにあった財政調整基金残高も24年度末時点で27億円まで積み立てを行うことができっております。

今後は、交付税の減収はもとより、地方の景気浮揚も見込めない状況を踏まえまして、歳入減額に対応するため、議会、市民の皆様の御理解をいただきながら、市民サービスの低下を限りなく避けつつ、さらなる行財政改革を進めていく所存であります。

次に、今国会に提出されようとしている教育委員会制度の改革案は、自治体トップの権限強化、国の権限強化、市民の意向を反映するための仕組みづくりなどが制度見直しの内容であると認識をしているところであります。

制度改革の論点は大変多岐にわたっているようではありますが、政府与党内での協議が続いている段階でありますので、今後の動向を注視しながら、基本的には「人を育てる」という教育本来の姿に立ち返った制度改革になることを期待をしているところであります。

以上で、私の答弁は終わります。後は、教育長へ答弁いたします。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） それでは、溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。簡略ということですが、ちょっと長くなるかもしれませんが、御了承お願いをします。

平成25年12月13日に文部科学省からグローバル化に対応した英語教育改革実施計画が公

表されました。

この究極の目標は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えながら、これから育つ子どもたちが、国際社会や、また日本国内で、自由闊達に活躍できるような英語力を身につけさせていこうとするものです。

現行の学習指導要領の英語教育では、小学校高学年から英語教育に取り組むこととしておりますが、この計画からは、小学校中学年から取り組むこととし、小中高とより発展的な学習を行って、高等学校卒業時では、英語を通じて情報や考えなどを的確に理解したり、適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養うこととしております。

具体的な例といたしましては、これまでの学習指導要領では、高校で英検準2級から2級程度を目標としておりましたが、英検2級から準1級程度目指すとしております。

これまでより踏み込んだものとなっておりますが、由布市では、平成18年から市費で、小学校ALTを3名雇用しております。このALTが、市を3ブロックにわけ、週1回を基本とした各小学校で、児童の英語教育や教員研修を行ってまいりました。

今回示されています、小学校・中学年で活動型のコミュニケーションの素地を養う教育や、初歩的な英語の運用能力を養う教育は、既に由布市で取り組みがなされているものです。

この取り組みをさらに充実させて、本計画に示されております目標を達成させていきたいと考えています。

教員加配等ですが、国の計画では、小学校英語教育推進リーダーを加配配置を示されておりますが、大分県からは具体的な配置の計画はまだ示されておられません。中学校の英語教育推進リーダーの育成は、中学校の学力向上対策支援事業等で総合的に進められていると理解しております。

小学校での英語教育の導入については、英語を通じて言語や文化の体験的な理解や、積極的なコミュニケーションを図ろうとする態度の育成、また英語の音声や表現になれることによってコミュニケーション能力の育成という意味から、積極的に取り入れるべきであると考えています。またこのような考えから小学校ALTを市費で配置してきたところです。

こうした取り組みが、国からも示されておるグローバルな由布市の子ども育てをするものと考えております。長い目で見れば、いち早く取り組みを始めた由布市の子どもたちが、ほかの地域の子どもたちに先んじてグローバル化が対応できてきたものと確信をしています。

教育委員会では、議論につきましては、既に平成18年に小学校ALTが市費で雇用する際に、小学校での英語教育導入についての議論をいたしました。

今回新たな国の計画につきましても、先般の教育委員会で議論をしました。これまでの取り組みを、なお一層充実していくという方向を確認しております。

次期通常国会において提出が予定されている教育委員会制度改革案の検討につきましては、ま

だ行っていません。政府与党内での協議が続いている段階ですので、今後の動向を見守りたいと思います。

次に、小学校を対象とした子どもたちへの学習機会の提供ですが、平成26年度から「寺子屋塾」という名称で行う予定です。

この授業の趣旨は、地域におかれる、教育に関心があり、子どもを教えることができる方々に、放課後の小学校の教室や近接の公民館で、子どもの勉強をみてもらおうというものです。

26年度は、初年度ですので、比較的放課後の時間に余裕のある小学校2年生、3年生を中心として、希望児童を対象に行う予定です。既に各小学校の実施可能な曜日等を調査しており、放課後のほかに夏休み等行うこととし、年間20日程度を予定しています。

教科は、国語と算数で、漢字や基本的な文法、音読、計算力のスピードアップ等を中心に組み込む予定です。教えていただくことが可能な方々については、3月号の広報で募集を行い、人材バンクとして登録し、お願いのできる曜日等を教えていただける体制を整える予定です。

ぜひ多くの方々に登録をいただき、地域の教育力の向上に御協力いただきたいと考えているところです。「大人から知恵を、子どもから元気を」というキャッチフレーズでやっていきたいと思っています。

次に、庄内地域の少子化対応についてですが、庄内地域では急速に少子化が進行してまいります。それに対応した統廃合の計画が進められており、本年3月には南庄内小学校が閉校いたします。

現在の計画では、いずれも複式学級が阿南小学校、東庄内小学校、西庄内小学校の3校となる予定です。いずれの学校も耐震化工事等が行われており、安全性の面でも充実したものとなっております。

しかしながら、各学年を合わせても1学級、2学級程度の児童となることで予想されますので、財政的な側面も勘案しながらとなりますが、今後の児童数の推移で小中一貫ということも視野に入れてこようかと思われまます。

いずれにしましても、今後の児童数の推移等十分に見守りながら、庄内地域の児童にとって、最も適する教育環境はどうあるべきかを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） それでは、通告順の再質問をしていきたいと思ひます。

この、先ほど今教育長おっしゃいましたように、今まさに佳境を迎えようとしているのが教育委員会制度改革だと思います。ただ、現政権は経済再生と教育再生をどうもくっつけて2つ一緒にやっていく。どちらかという、経済再生をメインにおいて、そのための駒づくり、人づくり

を教育で行っていく。それにはグローバルな世界競争の中での能力として、言語である、その共通言語と目される英語の習得を大きく掲げて、先ほど2020年にオリンピック、パラリンピック、それを一つの契機にして世界に羽ばたく日本の力を見せるというふうな想定をしているように思うんですけども、今私が申し上げたような経済再生と教育再生の分離を図るべきところに教育委員会が、教育委員制度が、ややもすると、機能すればちょっと邪魔になるから、教育と政治の分離で邪魔になるから、その消滅でないんですけども、機能低下を狙ってるようなもくろみをどうも感じざるを得ないんです。教育長としてはどのような政策についての教育の今の扱われ方、この改革を通じてのあり方に対する教育長の感触をまず最初にお聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

率直に言って、そこまで大きな政治的な動向とか世相の流れとか、そういったことを考えたときに、なかなか難しい問題があるかと思いますが、やっぱり教育は時代の大きな流れっていうか、そのうねりの中にあるということは事実だろうと思います。その流れが今どうなのかという判断をこちら側もする必要はあろうかと思いますが、対極的な立場の中で考えたときに、不安を感じたり、力強くやってほしいなというところもあったりするわけですが、今回については英語教育そのものがやはり日本の英語教育は遅れているという、私自身は感じているところです。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 私も英語力の低さというのは、日本は他の国々に比べてまさに低いんじゃないかという感じは持っております。私も、英語は嫌いですし、苦手ですし、できるだけ使いたくないと、外人の顔を見たらどっちかっていうと目を伏せるタイプですね。そういう感触を持って育ってまいりました。ただ、それに比して自分の国に対する歴史や文化の習得、あるいは考えをまとめる、そして自分の生まれた祖国に自信を持って、誇りを持って生活していくという面では、英語ではなくて国語を基にした、道徳とは言いませんけれども、歴史、文化の習得を媒介するのは国語力だと思うんですけども、英語というものの重要さと国語というものの重要さ、私は国語が充実して、国語を習得して、それからの英語というのが順当な習得手順だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 御指摘のとおりでありまして、やはり日本人ですから国語力を高めるというのは当たり前のことで、それから日本の国のことをよく知った上で、英語力ももちろん伸ばさないけんわけですが、グローバル化の中で日本人としてどう、国際人になるためのやっぱり素養というのも絶対必要だろうと思いますが、その一番根本はやっぱり国語力だと思っています。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） ありがとうございます。実際に英語が使えるというふうになるにつかまは、教育よりもなれだというふうなことをおっしゃる方がおります。英語の先生である教育長には失礼かもしれませんが、石川遼のスピードラーニングですか、聞いてればだんだんとなれてきてというような習得の仕方もございますし、そのあたりから入っていく計画のように、今回のグローバル化に対応した英語教育改革実施計画というの、文科省の発表によりますと、スケジュールは私おかしいと思うんですけども、小学校中学年で活動型というパターンで週一、二コマ程度、学級担任を中心に指導していく。小学校の高学年になりますと、強化型という形で週3コマ程度。中学になりますと、授業の内容、英語の授業は全部英語で行うということ、小中高通じて一貫した学習到達目標の設定をしております。高等学校ではもう言語活動で発表や討論や交渉という能力を身につけさせる。

ところが、スケジュールを見ますと、2014年1月ごろに有識者会議を設置して、2014年から2018年度にかけて指導体制を実施拡大していく。そして目途は2020年のオリンピックで、全面実施に入るということになっている。非常に短い期間で凄い変革を、教育内容、手法、方法を設定しているんですけども、プロから見てこれは可能ですか、このタイムスケジュールは。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

一応目標を決め、そしてスケジュールを決めて、その上でその目標に達成するためのプロセスをやっいてこうという段取りだろうと思いますが、やはり、今御指摘のように、現場を預かるものとしてそのような方向に真っすぐ行けるかなという不安はあります。それだけ人的配置等いろんなことが絡んでくるだろうと思っておりますが、そこまでいくことがやっぱり一つの目標ですから、その目標を向かってやるためには、いろんな段階を踏みながらやっぱりやっいていく必要があろうかと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） すごく、私今申し上げましたように不安を持っております。そして、現場の教員の方々も、今年度から始まるにしては、県からの通達というんですか、連絡もないし、一体この計画、実施計画はどうなるのかなという声も聞きました。まさに、小学校なんかにおきましては、担任が全部教科を教えますし、その準備を今からやるということでやり始めて、2020年にもう全面的に譲渡化するような形でいきますんで、そのあたりの教師の教育力向上に向けた取り組みが用意されてない段階でこういう話をするのはちょっと早過ぎるのかもしれませんが、要はやはり子どもじゃなくて教える側の資質、手法などになりますから、そのあたり確認しているのでありましたら、もし確認してないんだったら、どうこれ今年度から、26年度からどのようにしていくのか、その姿勢をちょっと聞かしてください。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 従来、今まで小学校の5、6年生について英語活動をやろうということで今まで実施してきました。その中で、やはり英語力を持ってない小学校の教員が、それ5、6年生で週1時間はやるということで非常に抵抗がありました。難しさがありました。ですが、年々前向きに先生方が取り組みながら、5、6年生は学級担任しなくなるというかしたくないなという思いはなくなってきたと思っています。それは、やはり場を踏んだということだろうと思っています。英語の指導主事を中心にしながら各小学校に入り、そしてALTとタイアップしながら英語力を高めてきたというその歩みがあるからこそ、今ここまで来てるなと思っています。特に、ALTの市費による配置というのが非常に有力だったと思っていますので、子どもが英語に対して拒否反応を示すということではなくて、今非常にその面では親しみを感じるころまでは来ていますので、今後さらに教師の英語力はどう高めるかということが具体的な大きな課題です。指導主事、ALTだけでなく、これを中心にしなごらもさらに何か県の具体的な配置等が来ればありがたいと思っています。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） そのALTですけれども、今まで各中学校に1名ということで、週に1回はその地域内の小学校に出向いて行って、ALTが出向いて行って英語になれるように、小学生に、なれるように配慮してるというパターンだと思うんですけど、それで間違いないでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） ちょっと違うんですが、中学校の3校については、中学校専属で1名ずつ配置、早い時期から配置していただきました。そして、小学校については、3ブロックに小学校のALTを配置をしました。そういう形の中で今推移をしています。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） では、中学校にいるALTと違うALTがもう3名いるということですね。

○教育長（清永 直孝君） はい。

○議員（14番 溝口 泰章君） はい、わかりました。そうしますと、中学のALTの講義内容、授業内容は、ALTが1人で授業するのではなくて、英語の先生とともに中学校はやっていると思うんですけども、小学校のパターンはどういう内容なんですか、教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 中学校については、今おっしゃるとおりです。小学校については、学級担任とTTを組んでやはりやっていくわけですが、最初のほうはALTが主導型といいますか、

授業の仕組み方等はもちろん事前に研究をして、その上で段取りをするわけですが、だんだんと教師の主導型になっていかないと本当の担任の英語力が高まらないということがあります。その点でネイティブスピーカー、要するに英語しかしゃべれないALTが最初に来たほうがかえって英語コミュニケーション能力が高まるというようなどころもあるわけですが、現在は6名の中のアメリカ人が4名、そしてフィジーから1名、そして日本人が1名という構成で今進めているところです。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） はい、わかりました。この実際日本語がわかる人じゃなくてわからないほうが効果があると。無理やりコミュニケーションしなきゃいけなくなりますから、だんだんと真剣にやらないとだめだというふうな効果があるんだと思います。

それで、このALTを使うだけではなくて、その授業の中で英語そのものではなくて、フィジーがいたりアメリカがいたりということですので、その国柄とか文化とかいう比較を、日本の状況と比較したり、あるいは紹介したりするALTの指導というのは存在してるんですか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 非常に国際理解という面で非常にありがたいことだと思し重要なことだと思います。東庄内小学校は、地域の方が非常に堪能な方もいて、国際交流をずっと歴史的にやられています。それから別府にAPUという大学ありますので、この交流を小学生を連れて行って飛び込んでやるとか、またAPUから招いて校内の中で交流研修をやらしてもらったりとか、そういうのを具体的に各小学校、それぞれの学校で、名前を上げますと石城、由布川、挾間、谷、塚原、阿南、湯平、南庄内、東庄内、川西とかいうような湯平、西庄内ですね、そういった学校等はAPUとの交流等を深めながら今進めているというところです。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） まさにこれは先ほどの同僚議員の質問の中にありました産学官協働連携ですか、などと合い通ずるものがあると思うんですけども、本当に幸せなことに、別府市ですけれどもAPUが存在すると。ですから、ALTさんと一緒にもう数人、いわゆる外国人がいて、そこに子どもたちの授業が始まって、フランクに遊びながら、紹介しながら文化を、じわじわと継続的に接触している中でコミュニケーションの道具である英語も覚えて、国際理解も深めていくパターンになっていくような想定ですね。

○教育長（清永 直孝君） はい、そうです。

○議員（14番 溝口 泰章君） そこで、国策まで突っ込んでいく必要はないんですけども、今私申し上げた国際文化、交流、文化の理解、異質な面も同質の面もある、人間としての理解を深めていくのとは別に、文科省の進めるこれからのグローバル化に対応する英語教育は、ツール

という概念で英語を捉えているような気がするんです。ALTとAPUとの強力を仰ぎながらやるパターンが全国でできるわけありませんし、どうしても日本人の担任が勉強して英語を子どもたち小学生に教えていかざるを得ない状態が圧倒的ですよ。わが由布市ではそれをちょっと凌駕していける可能性がありますけれども、教育自体が文科省の言うとおりになっていくようでしたら、それを歯どめかけたり、由布市の場合はもっと今の状況を促進する意味で教育委員会が合議してもっとこれを予算化したり、あるいは内容について教育委員会の中で検討して、議論をして、こういう形でどうだろう、そうだなという合意が成立したら、その方向性を彼らに伝えて協力してもらおう。あるいはALTには指示をするというふうな形ができると思うんですけども、そうすると段階的に能力がついてくるっていうのが実感できますし、任せっ放しじゃなくてやっていける、そういうパターンが考えられるんですけども、やることは可能ですか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

方向性としては非常にありがたいことだろうと思いますが、なかなかそこまでは行きにくいところもあろうかなと、理想的にはそこまでいくと本当の意味での高度な英語教育が導入されていくと、身につくと思っているわけですが、即ということはちょっと無理かなと思っています。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） できるだけやってほしい部分なんですけど、ことしの正月から朝日新聞が特集組んで10回にわたって、国際医学とか、それにまた合わせて日本の状況紹介とか、一面を全部使うような記事が10回連続しました。その中に韓国のやり方が紹介、一等最初1日の新聞、朝日に出たんですけども、済州にイギリスからの分校を招いてまずスタートしたと、英語のみを使う学校をですね。そこは韓国自体の経済が英語圏へのターゲットがほとんどだというふうに設定して、舵を英語教育に切ったという表現をしていますけれども、町自体、今まだ1,500人ぐらいの英語圏の済州島の中に、済州の中にブロック、380ヘクタールの広さで英語だけ使うゾーンをつくって、そこにコンビニとか病院とかも入れて、いろんな従業員の方の中にフィリピンからの移民じゃないんですけども、英語を使う方々呼んで、英語だけでやるというゾーンをつくって、運営は公営で行うと、将来人口を2万3,000人に想定して、目指すは通貨危機の後外貨が稼げる企業、人材を育てる英語教育でやるというんです。国家挙げての一つの取り組みで、ある意味韓国から出て仕事をする人材、言葉を変えればトップリーダーを、外に出て行く、経済的なトップリーダーを育てる地域をつくって稼働し始めたっていうんです。日本ではそんなことないかなと思ったら、軽井沢に軽井沢高校と連携して、世界から日本語も学べる、そんな学校をつくって入れる。

また違う日には、記事としては、日本の塾が東南アジアに進出して、これは多分受験技術を磨

くんでしょうけれども、その国でじゃなくて日本の大学に入れるように日本の塾が外国に出向くんですね。そして営業してすごい利益を上げているんです。だから、グローバルな立場でそういう技術を並べてみますと、英語教育ではなくて国家戦略の中で教育、あるいは教育産業が存在して、具体的に教育の中で、各国々で、国の方向に沿った人材育成が行われる。まさにもうそういう段階に来ているからこそ、文科省を通じての国策の反映として英語教育を、あと7年ですか、ドンとやってしまおうと。だから最初私が質問いたしましたように、経済的な視野に立った教育の扱いということで、ある意味私は危惧感を抱くわけです。そういう脈絡ですので、これ韓国のそれがどうだこうだということではございません。これがどうなるかは歴史が証明するとは思いますが。ただ、日本では同じようにやっていくというよりも、日本の文化、歴史、伝統を大事にした、教科だけではなくて、英語の中にもそれを取り入れるようなことは可能だと思いますので、県からのいろんなこれから年度が改まったら指示なり来るとは思いますが、由布市の教育委員会としてそのあたりを主張していただこうとは思いますが、その御存念でございます。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 今、議員韓国のお話をちょっとされましたが、合併前の4町のときに4人の教育長が韓国の小学校の英語教育視察に行きました。田舎の学校と町の学校、2校行きました。そしてその中でショックを受けました。韓国の現地の教員がきれいな発音でやってるんです。そして小学校3年から週2時間ないし3時間は教科としてやってると。もうかなりの前から、それを見たら本当に、日本の英語教育は本当これでいいのかという思いがしました。と同時に、ソウル大学の第1外語は英語ですが、もちろん、第2外語は今まではずっと日本語だったんですけども、今はそうじゃなくなったと。中国語だと。それ聞くと、やっぱり日本人として、ああ、もう韓国から見たら日本はもう追いつき追い越せ、追い越してしまったという国民性というか、そういう持ってしまったのかなという思いで、非常に残念な思いがしました。やっぱり最終的には日本人が、学級担任が小学校の中で主体性をもって英語教育をやっていくと、ALTの力を借りてやっていくという体制をやっていかんといけないなと思っています。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） だからこそ日本を大事にした、日本という国に生まれ落ちた我々が、その文化、歴史、伝統を大事にしながら英語の能力、いわゆるツールとしての英語でいいと思うんですけれども、それを身につけてグローバルな活躍ができるというふうなスタイルが妥当ではないかと思えます。ですから、そんなに若い小さな子どもにとっての語学の習得っていうのは、本当脳がまだフレキシブルですからどんどん吸収していきます、我々とは違って。ですから、今度の進み方で英語の教育課程が変質していてもそれは構わないと思うんですけれども、

根本に、あくまでもツールだというふうな考え方で、国を愛する気持ちも同時に、祖国愛を持った、そして世界に活躍できる、そんな人材がこれから多出していくことも心から願うばかりでございます。

つきましては、教育委員会がそこでどのように機能するかということになります。ですから、これから国会でも議論されていくんでしょうけれども、姿勢としてこの教育委員会のありようというのは、今は本当に形骸化してしまっているとか機能がないとか言われておりますからこそ国も手をつけやすいんでしょうけれども、具体的に教育委員さんがいて、そして教育委員会があって、教育委員会の中に教育委員さんが寄り集まって会議をするとか、当然常勤ではありませんから部屋はございませんけれども、今度の教育委員会の予定されている庁舎の位置、位置じゃないですけども、配置なんかでは、まず教育委員会用の合議室などは用意できると思うんです。そこで定例会とか頻繁にこういう問題が出てきますから、問題ちゅうか課題が出てきますから、それを教育委員さんで協議して、その内容は教育長が具体的に報告という形で教育委員さんに伝えて、どういう形で対応するかとか、どういう方向性がベストかとか、議論の上で新しい方向が出てくる、そんなパターンは望めないんですか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 私は、教育委員にはじめなったときに、初めて聞いたのが教育委員会の活性化という言葉でした。ああ、こちらは現場で教員としてやっている中で教育委員会を見たときに活性化してないなという思いはわかりませんでした、その中に入ってそういう批判が出てきたっていうか、やっぱり市民、住民に対するニーズにできてない教育委員会ということはやっぱりふさわしくないわけですから、今懸案の教育委員会制度そのものを見直す時期に来ているというその言葉も真摯に受けとめながら、よりよい方向に持っていくための手立てをどうしていくかということになるかと思えます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） それでは、教育委員会制度がどのように変わるかはまだ未定でございますけれども、変わった後もこの委員会消滅ではございませんので、附属機関になるやもしれない。しかし、機能はきちっと保持していかなきゃいけないと思います。ですからこそ場所として教育委員が合議する、議論する、そしてそこに教育長が入って現実を提示してどうしたらいいかを考えてもらう。そして意見を参考にしながら教育長が具体的に職員に指示を出すとかいうふうな従前とした機能を発揮できるような機関、教育委員会にしていきたいと思っておりますので、そのあたりよろしく願いいたします。

時間も過ぎてきております。市長が教育環境整備施策の推進をなさる。今内容を聞きますと、豊後高田の21世紀塾がまさにそういうやり方でやっています。ただあそこも市がかなり力を入

れて、市、公営的なもんですね、でやっている。あれがNPOとか民間が主になってやらないと負担が大きくなるよという懸念がもう既に発生しているらしいんです。ですから、そこをクリアするための施策として21世紀塾的な寺子屋塾を稼働するのか、そのことをちょっとお聞きします。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 私としては、そういう子どもたちが今放課後に、放課後児童クラブだとか、そこで行っているんですけども、やっぱりそういう地域に根差したその地域の方々がいろんな地域の歴史だとか、そしてまた夜の勉強を教えると、教えるというか見てあげると、そして一緒に進めていって子どもたちの総合的な学習能力を高めていくという方向を教育委員会に提案してお願いしたわけでありますから、それにのっとって教育委員会がこの実施計画をつくってきております。そういう点で予算が必要であれば、私はこれはどんどん予算化していきたいというふうに思っております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） そうですね、ペースができて上がるまではどんどん応援していただいて、その後自立した、自分でセーブコントロールきくような組織が樹立されると本当いいなと思います。その方向性をぜひ念頭に置いていただきたいと思います。

また庄内のことですが、本当、年間出生数が30人を切るような状況です。湯布院の場合も小学校建てかえのときに議論がありました。中学校のところに併設してもう小中一貫という形を考えないかと。教育効果はそのほうが高いですね。ただ、地域、地元の人たちがどうしても子どもたちは自分たちのそばで成長してほしい、抱え込んで大事にしたい。もちろん宝だという認識があればそうすることも必要ですけども、子ども自身、自体を考えると、競争とか協調とか自己主張とかいった能力というのは、やはり多人数の中でしか鍛えることはできませんので、一貫教育を、もうやむを得ず一貫にするしかないという段階ではなくて、率先して一貫をどこかでやってみようというのに、まさに今庄内が適格といたらおかしいんですけども、今の状況であれば30人程度の1学級がもう6年後にはやってくるわけですね、全体で。大きな変化はないと思います。社会増があっても減があっても。ですから、計画どおりになっても構わないと思うんですよ。一貫の形は庄内であればどうするんだろうという図を描けば、絵を描いて協議を、それも教育委員さんとともに、もし一貫ということであればどうする、こうする、ああする、でなったときには、ああいう案が、かつて我々が考えた案がここにありますというふうな手順で準備を整えておくのも手だと思いますけれども、教育長、いかかですか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

平成18年に教育問題検討委員会というのを諮問をいたしました。そして関係各位の方々20名の委員さんたちが熟慮して、各3ブロック、いろんな立場の方々が参集していただいて知恵を出していただきました。その結果、答申を19年にいただきました。その中身はやっぱり複式学級のない学校を目指そうという大きなテーマです。これに基づいて計画を教育委員会で立てて今推移をしているところです。

それで、庄内町については、御案内のような少子化が進んでますので、その辺で考えながら今の計画に基づいた統廃合を進めている段階です。庄内町については、阿南、西、東、3小学校については、複式学級が生まれにくいという現実もありますし、そして耐震化も進んでますので、やっていますので、その面も含めて中期的にはこの状態で進めたいと思っているわけですが、その後、やっぱり長期的な見通しを持つと、今御指摘のようなことが考えられると思っています。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 考えてるわけですから、事前に協議で、もしものときの用意をという意味合いで今申し上げた次第ですので、ぜひそのあたりの御検討よろしく願いいたします。

時間が積んで参りました。今度の中期財政計画で私も不安を持ったのは、いつ財調、減債基金がなくなるんだらうというふうなことが気になりまして財政課長に聞いたところでございます。この基金もなくなり赤字発生、そのあたりの年度と基金の枯渇との対応について、同僚議員が今まで2方質問してたんで、国策の部分での手当を待つという姿勢と、あとは市自体での努力目標、いわゆる量入制出の入りを図る部分は何のあたり想定してるのかをちょっと聞かしてください。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長です。質問にお答えをいたします。

公表しております由布市の財政収支の試算でございますけども、中期の試算でございますけども、昨年の10月に作成をしたものでございます。よりまして、普通交付税の算定の見直しの案もまだ浮上してない段階での試算でございました。数字的には厳しい指標を出しております。その中で、その試算によりますと、議員さんおっしゃったとおり、29年度に収支が赤になるということと、34年度に財政調整基金並びに減債基金が底を打つといいますか、枯渇するという状況が生まれるということです。

由布市の試算の考え方でございますけども、無理に収支を合わせるのではなく、現状を反映した収支を試算して、実態を示して改善を促すつくり方をしております。数値的には厳しいものを出しておりますけども、その中で先ほども答弁いたしましたけども、経済情勢を見ながら、厳しくなれば、情勢がさらに厳しくなれば行財政改革を加速させて乗り切ると、そういう取り組みをしたいと考えております。究極の目的は、持続的な運営ができるような財政状況をつくり上げた

いというのが目的でございますので、限りなく健全な財政指標に近づくように努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 最悪の場合を想定して対応するというのは本当に当然だと思います。ただ、入る部分の努力というものも目標として掲げて、そして出る部分を制するという方向性を、課長独自ではできないと思えますけれども、それを常に提案するような形で財政をにらんでいただきたいと思います。

これから先、本当に予算規模が縮小するし、もうこれは扶助費などはもう伸びるだけ伸びるようなこととなります。いわゆるダブルパンチで財政を襲ってくるんじゃないかと思えます。ですからこそ、量入制出の健全財政というものを築き上げて、難局を乗り越えろと。市民の皆さんが本当に笑顔で行き交うことができるような由布市の財政を、課長だけじゃなく市長、副市長、立ち上げていただいて、そして我々もともにこの由布市を盛り上げていくことをお約束して、きょうの一般質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、14番、溝口泰章君の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時16分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

生野征平議員と、太田正美議員から、所用のため午後から欠席届が出ています。

次に、1番、太田洋一郎君の質問を許します。太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 議長の許可をいただきましたので、1番、太田洋一郎、質問させていただきます。

一般質問に入る前に、一言お礼も含めまして御挨拶させていただきます。といたしますのが、去る、先週でございますけれども、由布高校の卒業式がございまして、私の次男坊でございますけれども、無事卒業を迎えることができました。この場におられます教育長初め議長様、そしてほかの関係議員皆様方の御列席をいただきまして、非常にうれしく思いましたこととお礼申し上げます。私の息子が、由布高校の観光コースというコースに進まさせていただきましたので、その中でインターンシップの体験のもと、町内のとある観光施設、旅館なんですけれども、こちらにお世話になりました。その、その経験を基にインターンシップ最終日にその旅館の方からの御好意

で宿泊のお客様に提供するお料理を食べさせていただいた、試食させていただいたということで、それに非常に感銘を受けまして、観光コース、もちろんおもてなしの心でいろんなことを学ばんですけれども、観光コースの中で農業体験もしておりました。農業といいますのは、観光と農業、観光に対しての職の提供という部分では非常に重要だということを取り組まれているのだと思いますけれども、そういった経験を生かしながら、その施設でいただいたお料理がとてもすばらしかったと。そういったことで観光コースの体験を生かしながら、将来的には調理師を目指したいというふうな結果になりまして、晴れてこの春から町内の施設で調理師としての第一歩を踏み出すわけでございますけれども、そのときふと思ったんですけれども、由布高校の特色ある学校運営の中で観光コースという、非常に特殊な、まれなコースがございまして、その一貫としてではなく、観光というはおもてなしの心を持って、例えば食の提供という部分も非常に重要であると、そういった観点から、ぜひとも調理コースというのも新設していただけたらなという思いを持っておりました。ことしになりまして、昨年からですか、160名の定員が120名に減っていくということでございますので、ますます厳しくなる。そんな中特色ある学校運営という中ではこういった取り組み、こういったことも必要ではなかろうかなというふうに思っておりますので、これはこの議会ではどうこうということではございませんけれども、しっかりとそういったことも提案させていただきながら、ますますの由布高校発展という意味で何とか意見を届けられたなというふうに思っています。高校生最後の日といいますか、つくづく由布高校という学び舎に立たせていただいて、非常にこの子の将来、非常にいいものになったなというふうに感じておりました。やれやれ、一番下の子が卒業するに当たって、一区切りつくなというふうに思っておりましたら、昨年長男、長女のところに1人ずつ孫ができて、やっとひと区切りついたと思いましたら今から孫育てでございますけれども、その孫が15年後、16年後に由布高校に行きたいというふうに思っただけのように、何とか応援できたらなというふうに思っています。

そしてもう一点、先般非常に新聞等で賑わせておりますけれども、この度の塚原共進会のメガソーラー計画で市有地売却の解約を決断された市長の御判断、御支持いたします。今回のメガソーラー計画は塚原地区を分断するかのよう賛否がわかれ、地区を二分し、後世まで遺恨を残すことになりつつある案件でございました。私の知人にも塚原在住の方でメガソーラー計画に賛成される方、反対される方、双方の方がおられます。塚原地区では、共進会跡地などの共有地を長年維持管理してきましたが、2009年、平成21年でございますけれども、野焼き作業中に4名の方が犠牲となる痛ましい事故がありました。当時、私も地元消防団員として、副分団長という立場で現場に急行してまいりましたが、本当に痛ましい現場に遭遇し、共有地の維持管理が非常に危険を伴うことなのだという事を改めて思い知らされました。管理組合の高齢化も進み、維持管理がますます困難となる中、売却を望む方々の思いは十分理解できます。一方、塚原の財

産ともいふべきすばらしい景観を守り、守りたいとの思いでメガソーラー計画に反対する方々の思いも十分理解しております。私も住んでおります湯の坪地区というところは景観のメインストリートでございますけれども、観光のメインでございますけれども、景観に配慮した中で景観計画でございますとか景観協定をしっかりとつくっていく、そういった中で景観の大切さというのは非常に感じております。そんな中、反対される方々の思いも十分理解できます。双方の思いをお聞きしましたけれども、両者が納得できる解決策というのはなかなか私も考えましたが、これだと言えるものは思いつきませんでした。

そんな折、先般全員協議会が2月14日に開催されました。協議内容は何かわからず、大雪の中、挾間庁舎に向かいながら、5日後に全員協議会の開催予定にもかかわらず緊急に招集するという事は、共進会跡地の売買契約を行う報告だろうというふうに思い、賛成、反対、双方の方々のことを思いながら雪道を運転してきたことを覚えております。ところが、午後3時から開催された全員協議会で市長が説明されたことは、思いもよらない共進会跡地の売買契約撤回でした。非常に驚いたのと同時に、市長の勇気ある決断に感動いたしました。昨年4月由布市議会で議決した案件ですから、議会軽視と指摘され、厳しい追求が及ぶことは予想されたことでしょう。市長もずいぶん悩まれながら、いろんな思いの中、断腸の思いで決断されたことでしょう。ですが、市長、この決定に塚原でメガソーラー計画に反対する方々が泣きながら、嗚咽しながら絞るように言っておりました。「良かった。売買契約が撤回されたこと以上に、塚原での人間関係が崩れずに済んだ」、そういうふうにおっしゃっておりました。地域コミュニティが崩壊せずに、賛成、反対双方の方々が納得できる結果となった市長の判断、まさに英断、私は支持いたします。

今後、解約を申し入れたファンドクリエーションとの交渉は難航を伴うことと思いますが、粘り強く誠意を持って進めていただくことをお願い申し上げ、一般質問に入ります。

このたびの一般質問でございますけれども、大きくわけまして3つの項目質問させていただきました。

まず1番でございますけれども、日出台演習場への米軍オスプレイ配備の可能性についてお伺いいたします。

一部メディアの報道によると、沖縄の海兵隊普天間飛行場の機能を移転させるのではないかと報じております。具体的には、12機のオスプレイを長崎の大村もしくは大分の日出生台としているが、由布市としてはどこまで情報収集しているのか、今後の方針も含めお伺いいたします。

大きくいきます2点目、訪日客増加に伴う観光施策についてお伺いさせていただきます。

日本を訪れる外国人の数が昨年、初めて1,000万人の大台を超したと、日本政府が発表いたしました。政府は、東京五輪を開催する2020年を年頭に訪日客数を約倍の2,000万人にふやすという方針でございます。由布市湯布院町でも連日多くの外国人観光客が訪れておりま

すが、今後さらに増加が予想されますが、その対応と取り組みはどうなのでしょう。

そして3点目でございますけれども、このたびの市長の施政方針演説をお伺いいたしまして、細かくわけて3つのことを御質問させていただきます。

農業振興策の推進として、由布市地産地消・特産品ブランド化推進協議会と連携し農産物等のブランド化に組み、6次産業の普及を促進するとありましたが、これまでの成果及びこれまでの取り組みの違いがあれば具体的にお伺いいたします。そして、就農志望者支援策でございますけれども、これまでの取り組み、そしてまたこれからの取り組み、今までの取り組みとどこが違うのか、そういった成果と違いがあればお伺いいたします。

そして次でございます。観光振興策で述べられました市内消費向上の取り組みとしてプレミアム付きお買い物券等で市内の購買力の活性化を図るとあります。非常にこれは素晴らしいことだと思うんですが、より活性化を図るために由布市商工会と連携した消防団サポート事業を導入するお考えはないのかお伺いいたします。

そして、最後でございますけれども、在宅高齢者の支援事業として福祉避難所への物資、機材の整備を図り、災害救助の充実を図るとありますが、災害救助活動等の現場で活動する消防団の役割が非常に重要と考えます。そのためには消防団へ情報をしっかりと周知して、共有が必要ではないかと考えます。いかがお考えでしょうか。よろしくお願ひ申し上げます。

この後はこの席で再質問させていただきます。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、1番、太田洋一郎議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、日出台演習場への米軍オスプレイ配備の可能性についての御質問であります。

これまで、由布市に対して米軍オスプレイに関する協議及び情報等は一切ございません。

また、大分県基地周辺整備対策協会及び日出台演習場周辺施設整備期成会において、平成25年度新たに米軍の新型輸送機MV22オスプレイの飛行についての日米合意事項の遵守及び訓練情報の早期開示を国に対して要望しているところであります。

市といたしましては、日出台演習場における米軍オスプレイの配備等については容認できるものではないと考えております。

次に、外国人観光客増加に伴う観光施策についてであります。昨年11月27日から29日まで、由布市の観光魅力を海外に発信し誘客する、観光庁主催のインバウンド誘客事業「横浜・トラベルマート」に湯布院温泉旅館組合の皆さんと商工観光課で参加をいたしまして、誘客促進を行いました。

平成26年度も引き続き、観光庁などが主催するインバウンド誘客事業「東京エキスポ・ジャパン」への参加や、外国語対応の由布市観光パンフレットやマップなどのさらなる充実を図るた

め、インバウンド観光施策の予算を、当初予算に計上させていただいております。

続きまして、地産地消・特産品ブランド化推進協議会のこれまでの取り組み成果と現在の取り組みとの相違についての御質問であります。事業は、平成23年度より厚生労働省所管の地域雇用創造推進事業として取り組んでまいりました。

この事業は、地域内の求職者を対象に人材育成セミナーを開催いたしまして、就職や創業のための知識や技術を身につけ、地域の雇用へとつなげていく事業でございます。地産地消や農産物加工などを講座テーマとしたセミナーを開催いたしまして、人材の育成や雇用の創出に努めてきたところであります。

事業の成果といたしましては、セミナーを通じて生産者と消費者をつなぐ中間支援組織の設立や、市内農産物を原料とした新商品が開発をされております。

地域雇用創造推進事業は、平成24年度末で終了いたしました。農商観連携による地産地消の普及や特産品開発、ブランド化への取り組みは大変重要であることから、協議会事務局を農政課内に移し、地産地消係として、さまざまな事業に取り組んでいるところであります。

主な事業といたしましては、市内産農産物を活用した商品開発や販路開拓などの取り組みを支援する「ゆふ地域資源活用特産品開発支援事業」に今年度から取り組んでおりまして、13団体の方が申請をされておりまして、6次産業化の促進や地域産業の活性化につなげていきたいと考えております。

農業の担い手対策といたしましては、昨年度から人・農地プラン作成の推進に努めております。人・農地プランは、地域や集落の話し合いによって、地域農業の中心となるのは誰なのか、その農業者へどうやって農地を集めていくのかなど、将来の地域農業のあり方を定めるものでございます。地域の話し合いの中で、後継者問題や担い手対策など、地域のさまざまな課題を検討していくこととしております。

また、新たな担い手の確保や育成を図るために、就農支援の担当職員を配置いたしまして、新規就農の相談や遊休農地、支援制度などの情報提供に努めております。

取り組みの成果といたしましては、市内で新規就農いたしまして、青年就農給付金の交付を受けられている方が2名、今年度、新規就農の相談に見えられた方が21名で、そのうち、市内での就農は確実にされている方が4名ございます。

今後は、新規就農の推進とあわせ、就農された方が農業で生計が成り立つように、改良普及員による技術指導にも力を入れてまいりたいと考えております。

次に、消防団サポート事業についてお答えをいたします。この事業は、市内の飲食店、小売店などの各事業所等に御支援と御協力を求め、消防団員の買い物や飲食等について、割引などの優遇措置を設けることによりまして、消防団員確保の拡充を図るとともに、その一方で地域内の消

費促進を図りまして、地元商店街等の活性化もあわせて期待するものと考えております。

事業を導入するかどうかにつきましては、さまざまな課題も考えられますので、今後十分な調査・研究を行ってまいりたいと思います。

次に、災害救助の充実についてであります。災害が発生し、その災害のため、現に被害を受け、または受ける恐れのある方につきましては、一般的な指定避難所に避難していただきますが、特に高齢者等の災害時要援護者の中には、自分自身で避難行動はとれるものの指定避難所等での避難生活が困難な方がいらっしゃいます。このような一般的な指定避難場所での生活に支障を来たす方につきましては、何らかの特別な配慮を必要といたしますので、人材や施設等の整備されている福祉避難所への避難が必要となっております。

災害時要援護者の救助活動や避難支援活動につきましては、地域の方々の協力は必要不可欠なことでありますが、その中における消防団の活動は中心的なものになるかと思っております。また、そうなるように期待しているところでございます。

由布市といたしましても、災害時要援護者に関する情報は大変重要なものであると認識しておりますので、その情報は民生委員・児童委員、自治委員、社会福祉協議会及び消防団事務局並びに消防本部に提供し、情報の共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ありがとうございます。非常に前向きな御答弁いただきまして、非常に感謝しております。

1点目の日出台の件でございますが、これちょっと時間の関係で少し後に回すといたしまして、2番目の訪日客増加に伴う観光施策についてでございます。やはり、市長の御答弁の中にありましたけれども、誘客促進を行うというふうなことでございます。ただ、現実といたしまして、非常に加速度的にといいますか、外国の方々の由布院に来町される方の数が飛躍的に伸びております。そんな中で非常に私が心を痛めておりますのが、訪れたお客様、外国人のお客様でございますけれども、非常に町の中で迷われるといいますか、例えば信号待ちをしている海外のお客様をお見受けいたしました。たまたま用事がありまして、買い物を済ませて、その信号機のところ、信号待ちをしている海外のお客様をお見受けいたしました。たまたま用事がありまして、買い物を済ませて、その信号機のところ、信号待ちをしていた観光客の方のところを通ったんですが、約5分以上立っておったんですけれども、まだ歩行者の信号のところまで待っているという状況がございました。それは何度も目にいたしましたけれども、何がわからないんだろうというふうに思ったときに、我々として当たり前の押しボタンの、歩行者の押しボタンのボタンがわからないというところで、何度も何度も信号が変わる中、歩行者の信号が青にならないということで待つて

おられた光景を見ております。それで車をとめまして、ここはこのボタンを押すんですよということでお教えしましたところ、「ああ、そうか」というところで、外国の観光客の方でしたけれどもにっこりとして「助かりました」というふうなことのお言葉をいただきまして信号渡って行かれたということもございました。そういったことも含めまして、町の中、いろんなところに案内看板、誘導看板というのは必要でございますけれども、のべつ幕なしということではございませんが、やはり英語表記で構わないと思います。韓国の方、台湾の方、英語はしっかりと通じるというところでございますので、そういった整備といいますか、環境づくりといいますか、そういったものが少し遅れているのではないかというふうに思っております。環境づくりといいますか、環境整備をしながら、少しでも訪れる方が安心していただけるような取り組みといたしまして、どういった取り組みをお考えなのか、もう少し具体的なことがあればお聞きしたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 眞二君） 商工観光課長です。お答えいたします。

議員さん、るる申し上げられているように、今直近においては由布院温泉観光協会並びに旅館組合の方々と2月の24日なんですけども、表記においては、今「サイン計画」というプロジェクトが実施されて動いてございます。その中で絵文字、ピクトグラムと英語表記、それと日本語表記、それからルートを番号等で案内するというサイン計画に基づいて、25年度は対応してございます。

今後については、今回の26年度当初予算にもお願いをしてあるんですけども、手持ちの資料、例えば交番、病院、それからいろんな公共物、それから市的なものも含めまして、いろんなものを、やっぱり手持ちの資料については、そういう紙媒体については、多言語、英語、韓国語、中国語等々において整備を必要じゃないかという基本方針にのっとり現在対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひともそういった案内でありますとか、そしてまた紙媒体のそういったガイドブックでありますとか、マップでありますとか、そういったものをしっかりと整備していただきまして、何とか対応していただきたいというふうに思っております。そしてまた、民間の団体も今観光マップ、配る観光マップを外国語、英語でありますとか、そういったことも考えておられるようでございますけれども、なかなか予算面での厳しさがあるということでございますので、そういった方々の取り組みに関しまして、少し予算的に応援していただけたらなというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 眞二君） 商工観光課長です。お答えいたします。

そういう部類については、由布院温泉観光協会さんなんかと話を進めながら情報一元化をし、そして適切な形でマップ、そういうものがつくられていくように、今後十分検討しながら、調整を図りながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひともよろしく願いいたします。

そしてまた由布市の観光基本計画でございますけれども、この中にインバウンド、外国のお客様に対応するところがやはり盛り込まれてないのかなというふうに思っております。これに対しましても、これはまた民間の観光関係の団体の方々と協議をしながら、しっかりと観光基本計画にインバウンドを盛り込むということで、しっかり方針を示していただいて、受け入れ環境を整えていただくというふうな、5年後、10年後、先を見据えた計画としての位置づけというふうに思っているんですけれども、そういったお考えといたしますか、これはもう行政サイドで1人で旗を振ってというわけにはいきませんし、相手もおられること、観光団体の方々もおられることでございますけれども、非常に動きが悪いということございましたら、例えば反対に尻を叩いて、観光基本計画の見直しというものをしっかりと、インバウンドを含めた部分で練り直していく、盛り込んでいくということのお考えはございますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 眞二君） 商工観光課長です。お答えいたします。

今、インバウンドってということで申されておりますけれども、議員さん御承知かとは思いますが、旅館組合、既存の旅館組合さんの中にでもやはり近隣諸国、アジア諸国なのか、欧米なのかというようなことで、どこの方々をお招きをして、先ほど言いましたように、信号機がわからない、郷に入れば郷に従えということわざがあるんですけれども、全て1から10までをおもてなしをするみたいなことが本当にいいのか、日本の文化を適切にお知らせをしながらいくのがいいのかということで、今旅館組合さん、それから観光協会さんのほうにおいても、いろんなことで調査研究をされているところでございますので、そういう道筋が整いましたら、私のほうも観光基本計画等々に基づいて、市のこれからの観光施策に対するところを明示をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） よろしく願いいたします。

由布院の場合、どの国の人に来ていただきたいかということではなくて、訪れる方、全ての方

に安心して来町していただきたいというスタンスで多分やっておりますので、韓国語圏なのか英語圏なのか、そういったことではなくて、外部の方が訪れて、特に日本語がよくわからないお客様に対しての配慮というものは、しっかりと観光基本計画の中に盛り込んでいただきたいというふうに思っております。

それからもう一点、安心して観光していただける、これは海外のお客様だけではございません。日本のお客様でもそうなんですけれども、特に心配されるのが、やはり言葉の部分、意思疎通の部分であろうかと思えます。そういった中で、昨年でございますけれども、外国人観光客の方が湯布院町内で救急車を利用した案件というのがたしか何件かあったと思うんですが、消防長、御存じでございますか。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（大久保一彦君） 湯布院出張所管内では、昨年は外国人観光客の救急搬送が8件ほどあったというふうに聞いております。26年に入りまして2件ぐらいあるというふうな情報は聞いております。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ありがとうございます。

昨年は8件ということでございますけれども、数が少ないような気がするんですが、ただ比率的に考えまして、8件というのは非常に大きな数ではないかなというふうに思っております。そしてまた、ことしに入りましてもう既に2件というふうな救急要請というのがあったということでございます。昨年の救急要請の中で、その8件の中で搬送先でお亡くなりになられたという事案もあったというふうに聞いております。その中でお亡くなりになられた方が、何が原因でお亡くなりになられたのかというふうなことをお聞きすると、そばアレルギーであったということで、非常にそういった部分、悪くて救急要請をした中で意思疎通が図られなくて、何が悪いのか、どこが悪いのかということがなかなかわからないというふうな状況、救急隊員の方々も非常に悔しい思いをされているかと思えますけれども、そういった場合に対応するような通訳といいますか、翻訳サービスみたいなもの、そういったものが果たしてできないだろうかというふうに思っております。ますます外国人観光客がふえる中で意思疎通をしっかりと図っていくという受け入れ側の体制といいますか、そういった部分で、非常に由布市で単独でこういったセクションを設けるであるとか、そういったことは非常に厳しいと思えますけれども、以前、日韓ワールドカップがございましたときに由布院で行われた、通訳ができる、話せる人たちに呼びかけて、そういった方々を把握し、そして話せる人の活用ということを行ってまいったと思えます。そういったことを再度試みると同時に、大分県に対しまして、外国のお客様が訪れるのは由布院だけではございません。県下たくさん多くのところに行っておりますので、しっかりと県のほうに、そういう通

訳、電話を返してで結構でございますので、通訳が出来るような体制を整えていただくような働きかけというのは、市長、ぜひともやっていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 日野病院の先生からもそういう話は伺っておりまして、そういう通訳できる方をストックするというのは大事なことだと思いますし、また各観光地もこれからそういうような状況が発生してくると思いますので、市長会の中での話してみたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも前向きに進めていただきたいというふうに思います。誰しもが訪れて安心できる由布市ということで対応ができればというふうに思っております。そしてまた昨日の鷺野議員のお話の中にもありました、市長も勧めるジオパークという部分を、由布院を切り口に、由布院を窓口に、どんどんと由布市の魅力を発信していくということの非常に大事だと思いますので、こちらのほうも何とか取り組んでいただけたらなというふうに思っております。

次に入らせていただきます。特産品ブランド化プロジェクトの取り組みと、あと就農志望者の支援ということで、非常に取り組みの成果が徐々にあらわれつつあるというところでございます。ただ非常に残念なことに、昨日の二ノ宮議員さんの質問の中にもありましたけれども、ブランド化プロジェクトの取り組みの中でやっと芽が出始めた、先ほどおっしゃっておられました生産者の方々を結ぶ取り組みをされているという方の拠点づくりといえますか、そういったことがなかなか思うようにいかないというふうなことをお伺いしております。そんな中でぜひとも、やっとこれまでの取り組みで芽が出始めたブランド化協議会の取り組みに関して、何とかそういった方々の芽を伸ばしていくようなお考えといえますか、具体的に言えばポタジェという方々、そういう取り組みで、市内のいろんな農家の方にお願ひして、観光関係で今こういう時期にこういったものをつくってくれませんかといったことも働きかけながら、生産者と使う側、旅館であるとか飲食店を結びつけるような役割でございますけれども、こういった取り組みをしっかりと、ぜひとも応援していただきたいというふうに思っております。特に、ポタジェの方に、間接的でございますけどお伺いすると、拠点としての場所がほしいと、例えば大きな冷蔵庫であったり、そういったものを調整できるような施設がほしいというところで、そういったこともしっかりと応援していくという取り組みが、ブランド化推進協議会のさらなる発展といえますか、成功につながるとは思いますけれども、そのところは、市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先日の二ノ宮健治議員からも、この件についてはお話があったところで

ありまして、この芽を絶やさないと、そしてまた伸ばすために拠点の整備を市としてもやっていき
たいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも早急に対応していただければというふうに思っております。そしてまた人・農地プランでございますけれども、どうしても人・農地プランで外れていく、特に中山間地域でございますね、不便のところがどうしても置いてけぼりになっていく。不便なところはなかなかそういった話し合いの中でも手が出せないというふうなところでございます。それが現状だと思うんですけれども、そういったところをしっかりとフォローする、フォローアップするためにも、何とか付加価値のあるものをつくっていく、これは非常に大事なことだと思うんですけれども、先日の鷺野議員の質問に対しての答弁で、オリジナルブランドはなかなか厳しいということがございましたけれども、今あるもの、今できるものをより付加価値のあるものにつくりかえていく。そのためには12月議会で私も質問させていただきましたけれども、有機栽培でありますとか、自然栽培の導入をしっかりと図りながら、その作物の持つ、農産物の持つそもそもその付加価値を上げていくと、これは中山間地域で狭い面積でもしっかりと効果が出る農法でございますので、そういった取り組みをぜひ進めていただけるように、何とか、いきなりこういったことはやりなさいよって言ってもなかなか厳しいと思いますので、昨年12月の一般質問の中で農政課長も言うておられましたけれども、何とかそういった機会があれば勉強会等々そういったことも開催しながら普及に努めてまいりたい、そして支援していきたいというふうな御答弁がありましたけれども、その考えは今まだお変わりないでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えいたします。

意欲のある農業者が現れた場合には、関係機関と連携をして、可能な限り指導や支援に行っていきたいというふうに思っております。それから、そのような方がおられたら、情報をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ありがとうございます。

昨年課長もおっしゃられておりました、そういう若手で、もしくはやる気のある人がいましたら意見交換会を持ちましょうというふうなことをおっしゃられておりました。現に、もうこの春からそういったことを取り組もうという若者が数件おりますので、ぜひとも近々意見交換会等を持っていただきまして、将来的には講演会であるとかシンポジウムなんかを開きながら、農業者、若手農業者の方々、そしてまた今から農業を志そうという人たちを含めまして、農業者からの

方々の多くの意見をくみ上げながら、よりよい付加価値のある農産物づくりに向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、4点目でございますけれども、消防団サポート事業の件でございます。商工会の活性化にもつながるといことで、ぜひとも取り組んでいただきたい。今回の質問、かなり強引に商工会のプレミアム商品券のほうから消防団のほうに結びつけてまいりましたけれども、何とか、うちの議会には由布市商工会の会長さんがおられますので、そういったことも何とか商工会活性化という意味でも、消防団のさらなる待遇改善という意味で、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思っております。今回お配りいたしました、議長の許可を得ましてお配りいたしました一般質問の資料の中で、消防団サポート事業というのがございまして、日光市でございますとか茅野市でございますとか甲府市等々やっております。これは、消防団サポート事業というのは決して特殊なことではございません。本当に消防団と地域の商店が活性化するという意味では、非常に一石二鳥の取り組みではないかというふうに思っております。それをまたこういう先進的にも事例があるわけですから、こういったところをしっかりと参考にして、ただ大分県ではまだこういった事業がやられてるっていうふうなことは聞いておりませんが、大分県下、先駆けて、こういったことをしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

例えば、先ほど課長おっしゃられましたように、さまざまな課題があるというふうにおっしゃっておられましたけれども、課長の思われるような課題、言われるような課題というのは、具体的にはどういったことが考えられますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 防災安全課長です。お答えいたします。

市長が申しましたように、課題というのは、まず初めに商工会等の皆さんとどういう内容のサービスができるかという内容の交渉等をしていかなければなりません。それから、優遇措置の内容の中にも、商品の割引をするのか購入ポイント制にするのかとか、その他さまざまなサービスがあると思うんですが、その内容がどこまでできるのかとか、そういうことと、じゃあ、もし割引をした場合、その割引をしたこと対しましてその収入が減少すると、そういうときにはやはり何らかの形で市が優遇措置を取らなくてはならない、そういうようなさまざまな課題があるということでございますので、これから慎重に検討を進めていきたいということでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも前向きな検討をしていただきたいんですけども、先ほども申しましたように、非常に由布市の商工会の会長様がこの議会の後ろのほうに鎮座されておりますので、何とかいいその関係をとといいますか、商工会として、商工会と内容をしっかりと詰

めていきながら進めていただきたいというふうに思っております。

例えば、割引でありますとかサービスの内容、どういうふうに還元するかというのは、商工会の各店舗、商工会に加盟する店舗の皆様方が一軒一軒判断されて、うちはこういったことが可能ですよということの積み上げの中で交渉していくといえますか、そういったことも非常に大事だと思いますし、非常に厳しい中由布市内で商売されている方々、商工会会員の皆様方のさらなる発展といえますか、今現実に商工会員の数徐徐に減少しているということも事実でございますので、消防団サポート事業に参加することによって集客がふえた、もしくは売り上げが上がったんだというふうなことになるならば、商工会としても非常にいいのではないかなというふうに思っております。非常に難しい問題等々ございますけれども、先進事例もう既にありますので、こういったところとも協議させていただいて、こういったところが問題なのか、現実的に執行する中でいいところ悪いところ検証しながら由布市商工会と連携を取ってぜひとも進めていただきたい。これまた僕もお伺いしますと、こういうことで消防団というのは非常に厳しい中で作業をしております。訓練しておりますけれども、消防団に入ってよかったなという、小さなことございますけれども、そういったことも消防団の団員確保という意味では役に立っているというふうにお伺いしますので、何とか取り組んでいただきたいというふうに思っております。

あと、最後でございますけれども、日出台オスプレイの件でございます。この件でございますけれども、私がなぜこの質問をさせていただいたかといえますと、昨年我々の選挙と同時に市長選挙も執り行われました。そういった中で市長とそして対立される、対抗される方の市長選は一騎打ちというふうになったわけですが、そんな中で市長と対抗される候補の方の応援に、自民党、与党の重鎮がどんどんお見えになるというところで、特に地元湯布院町といたしましては、多くの方々がこれは何かおかしいんじゃないかと、一地方の首長選挙にここまで大物議員が、党の幹事長までもがお越しになるということは何かあるのではないかとというふうに勘ぐり始めたのは、多くの方がおっしゃっておられました。そんな中で米軍の普天間飛行場のオスプレイを含めた米軍移転が日出台にあるのではないかとというふうなことが、まことしやかにささやかれ始めたということもございました。

そんな中、昨年の12月でしたか、11月でしたか、12月でしたか、琉球の朝日放送がもととなりまして、米軍普天間飛行場のオスプレイも含めて12機分移転させるというふうな報道がなされました。そのときに長崎の大村もしくは大分の日出たということで報道されたわけでございますけれども、そういったことを踏まえて、ぜひとも市長も御存じかもしれませんが知っておいていただきたいのは、由布院の過去の歴史の中で、終戦から約10カ月経った昭和21年、日出台演習場が連合国に接収され、米軍が駐留してまいりました。当時のことを調べると、米兵による婦女暴行事件が起きたり、もろもろの騒動がございました。婦人におきましては、一時期

町外の親戚や知人を頼って避難し、その地区には男子のみとなったということもあったそうです。当時、村当局も警防団の組織強化や青年団、高年層の治安強化に努めて参ったということでございます。そしてまた進駐軍相手の売春婦が由布院盆地に流れ込んできて、当時500名から600名というふうに言われておりましたが、そういった方々が由布院の町の中を米兵と一緒にたわむれと申しますか、そういった事実もあったというふうに聞いております。そしてまた闇物資等でございましてかドルを買い求めるというふうな動きの中で、地区民まで巻き込んだドル買い殺人事件というものが湯布院町のほうで起きたというふうなことでございます。そんなやっばり過去の痛ましい事件を見ると、起こしてはならないということにおいて、ぜひとも私はこのオスプレイと申しますか、日出台に普天間の一部を移設するということは絶対反対でございます。それをしっかりと、市長も4社協の中で声を大にして反対だということをしっかりと行っていただきたい。これはまだまだ何の方向性も出てないという話でございますけれども、そういったときには断固として反対するんだと、大きな声を出すんだと、4社協でしっかりとリーダーシップをとって反対だというふうなことを述べていただけますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 日出台演習場におきましては、沖縄の負担軽減ということで104越えの防衛訓練について、一部の日出台でそういう訓練が行われていると。そのことについては、米軍、あるいは国のほうと十分協定を結んでそういうことはできないようにということで、これまで交渉してきました。これ以上沖縄の軽減負担は大分県では持つことができないと、私は認識しております。大分県は既にそういうふうな負担を十分行っていると認識しておりますので、そのことについては、声を大にして申し上げていきたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひともその強い思いをしっかりと持ち続けて、大きな声を出して、もうこれ以上は無理だと、反対だというふうに発信していただきたいというふうに思っております。やはり由布市湯布院町の場合、過去に歴史がある中で非常に痛ましいことが、先ほども言いましたように起きておりますので、何とかそういったことがないようにしていきたい。そしてまたそういうふうな努力して働きかけていただきたいというふうに思っております。

これは余談でございますけれども、時期は明確にはしませんけれども、ある時期沖縄県の仲井眞知事がお越しになられまして、日出台を見渡される丘の上で、日出台の演習場を見て、これは素晴らしいじゃないかと、こういったところがあるじゃないかというところをおっしゃられたというふうに聞いております。そういったこともより現実味を帯びる話になるのかなというふうに思っておりますし、以前日出台には旧日本軍が演習場として使っていた当時、飛行場もあったというふうに聞いております。昭和20年、米軍が接収して、その当時旧日本軍の飛行機が20基

ほど残っていたそうでございますけれども、米軍の支持で由布院の方々がその日本軍の飛行機を焼き払ったというふうなことも聞いております。そういった意味で、いつでもその気になれば、オスプレイが離発着できるような滑走路はつくれることは可能なんだなというふうに思っておりますので、非常に先々の不安の話ばかりして申しわけないんですけれども、こういったことはしっかりと頭に据えて、頭に置く中で、何度も言いますように4社協でしっかりと述べていただきたい、そういうふうに思っております。

最後になりましたけれども、冒頭孫の話をしまして、その孫がいかにか何とかいいんだらうというふうなことを考えておりますけれども、この孫世代といいますか、大切な子どもたちの図上に絶対オスプレイは飛ばさないんだということをしっかりと申し上げながら、しっかりと阻止していただきながら、さらなる由布市の発展に寄与していただければというふうに思っております。きょうは本当にありがとうございました。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、1番、太田洋一郎君の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時といたします。

午後1時49分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、4番、工藤俊次君の質問を許します。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。議長の許可が出ましたので、通告に基づいて一般質問を行います。最後までよろしくお願いいたします。

2月16日、南庄内小学校の閉校記念式典が行われ、138年の歴史に幕が下ろされました。市長にとっては母校の閉校ですから、挨拶の中で大変無念の思いを語られました。また、卒業生や地域の皆さんも校庭の隅に建てられた記念碑に、南庄内小学校跡地と書かれた文字を見て、本当に寂しく残念な思いを語り合ったところでもあります。そんな中で子どもたちの元気な姿に希望を持った人々も多かったと思います。今、子どもを取り巻く状況にはさまざまな問題がありますが、こういう問題を考えるほどに、ここには政治の貧困が集中しているなど思わずにはいられないところでもあります。特に、学校が閉校になるような中山間の地域にあっては、その大きな原因に農林業への政治の貧しさ、理解の不十分さがあると思っております。

そこで、きょうはまず農政について一緒に考えていただきたいと思います。ほかの議員の皆さんも同じような質問をされましたので、重なるところがあるかと思いますが、一つよろしくお願いいたします。

昨年、日本の和食がユネスコの無形文化遺産に登録をされ話題を呼びました。食は命のもとであるとともに文化であります。その食とそれを生み出す農業を地域社会に根づかせることは、つり合いのとれた持続的な社会を守り、発展させるために不可欠であります。日本には自然的にも、また社会的にもその条件があります。それを生かし実現することは政治の重要な責務であります。ところが安倍政権は、みずからの公約も国会決議も無視してアメリカの言いなりにTPP交渉を推進する一方で、農制改革と称して農政のあり方を変えるなど、逆行する政策を進めています。

11月に閣議決定した農政見直しは、農家経営と需給の安定に対する国の責任を放棄するものであります。国民の主食、コメ政策では10アール当たり1万5,000円の直接支払いをことしから半減し、5年後にはこの直接支払交付金も生産調整も廃止をします。また農地中間管理機構はみずからが生産に携わるものを基本とした農地制度を解体して、農業に営利企業を参入させ大規模経営だけに政策を集中しようとするものであります。これらの政策は農業者が求めているものではありません。TPPを推進し、農業や農地、協同組合を巡るルールを岩盤規制だと攻撃し、新たなビジネスチャンスを狙う財界の要求を反映したものであります。水田をはじめ多様な農家経営によって支えられてきた地域農業と集落の維持、国土・環境維持などの多面的役割も、地域の条件を生かした農家の生産努力をも無視して、効率優先、利益追求を農業に持ち込むものであります。

ことしは国連が定めた国際家族農業年です。発展途上国はもとより、世界の各地でその地域の条件に合わせて営まれてきた小経営や家族経営の役割を見直し、その維持発展を援助することを呼びかけています。農協などの協同組合運動はその重要な柱になるものであります。また、地球温暖化、気候変動で農産物の生産が大変不安定になるもとで食糧増産は国際社会の責任にもなっています。大企業のために農産物市場の開放を進め、価格の安定や需給安定対策など、農家を応援する政策を削減してきた結果、今や食糧自給率はカロリーベースで2012年度、39%にまで低下をしてしまいました。食糧自給率が高い国は農業を保護しています。アメリカやヨーロッパの国々は、財政の支援度合いが日本よりはるかに多くなっています。国の主権、安全保障の基本となる国民の食糧生産を放棄する国はありません。例えば、2008年度、農家の手取り（農業準所得）に占める価格や所得保障関係費の支払比率を見ると、日本が28.1%なのに対し、EU27カ国は96.7%も出しています。手取りに占める補助金の割合は、あのアメリカでさえ36.8%であります。また、農林水産予算も削減をし続けてきました。1980年度といえますから、今から三十四、五年前ですね。今の90兆円を超える大判振る舞いの予算が想像もつかなかった時代だろうと思うんですが、こういう年でも3兆6,000億円です。昨年度の当初予算は2兆3,000億円にまで減ってしまいました。こうした農政を見直し、農業と農村社会を若者を含む国民にとって魅力あるものに変えていくことが必要であります。農業で生活できる

条件を広げ、就業機会を含め、若者が定着できる条件を拡大していかなければなりません。そのためにもTPP交渉から撤退し、農産物の価格保証と直接支払いの充実による農家経営と担い手集団への支援、後継者に対する思い切った援助などが求められています。

そこで、次の3点について市長の見解を伺うと同時に、あらゆる機会を通じて国への要請を行ってください。

1つは、TPP交渉から撤退を要請すること。

2つ目は、米など、主要作物の需給と価格に、国が責任を持つことを要請してください。

3つ目は、米の生産調整の廃止と、直接支払交付金の縮小・廃止方針を中止するよう要請をお願いしたいと思います。

次に、市の農業政策について伺います。

1つは集落営農組織の現状と問題点、財政的な支援や指導の体制はどうなっているのか伺いたいと思います。

2つ目は、農業後継者の育成や担い手対策について伺いたいと思います。

次に、特定秘密保護法の撤廃を要請してくださいということでもあります。

安倍内閣は、国民世論を無視し、民主的手続を踏みにじって、秘密保護法の成立を強行しました。この法律は、政府や官僚が自分たちに都合の悪い情報を、勝手に秘密とすることができます。政府によれば、秘密保護法による秘密と指定されるものは40万件にのぼるとしています。国民の目から隠される秘密はいかに膨大かは明らかであります。国民の目、耳、口をふさいで何が秘密かも秘密になり、自分が接した情報が特定秘密かどうかもわからないまま処罰をされてしまいます。

また、秘密を取り扱うものの適正を評価するための調査や秘密漏えいの防止や捜査のためとして、広く国民が監視をされ、プライバシーが侵害をされてしまいます。国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪する憲法違反の法律であり、撤廃するしかありません。

日本共産党は、今国会に撤廃法案を提出し、国民の運動の広がりと一緒に撤廃を目指します。この由布市においても、市長がどうか先頭に立って、撤廃の要請を行っていただきますようお願いをしたいと思います。

3つ目は、追加の質問ですが、消費税率の引き上げに伴う使用料等の値上げは見直しをしてくださいということでもあります。消費税の増税は仕方がないと思っている人でも、今すぐ増税することには反対だというのが国民多数の声であります。安倍政権はこの民意を無視して、4月からの増税を決めました。税率8%への引き上げは、8兆円の大増税であります。これに社会保障の負担増、給付減をあわせて10兆円という、空前の負担増となります。消費税は所得の低い人

ほど負担が重く、貧困と格差を拡大し、消費をますます冷え込ませます。政府も景気の悪化を見越して6兆円の景気対策を行うとしています。しかし、その中身は、これまでも景気の回復にはならなかった大企業への減税と大型公共事業ですから、増税しないことのほうが何よりの景気対策と言えると思います。

1997年に消費税が3%から5%に引き上げられた際には、国民の所得はふえ続けていました。それでも2%の増税を含む9兆円の負担増によって、家計の底が抜けて大不況へと転がり落ち、今日に至っています。

またこの1997年は、働く人の賃金が最も高かった年ですが、あれから下がり続けて、現代ではこの当時と比べると年間70万円も引き下げられています。給与総額は、この19カ月連続で対前年費マイナスを続けているといます。社会保障のためでもない、財政再建にもならない、消費税の増税は到底認められません。この由布市でも消費税率の引き上げに伴う使用料等の値上げは、見直しを求めたいと思います。

再質問はこの場で行います。どうかよろしくお願いたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、4番、工藤俊次議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、国における農業政策に対する要請活動についての御質問であります。国が発表したコメ政策の見直しでは、生産者がみずからの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた生産が行えるよう、5年後に生産調整を廃止するとしております。また、TPP交渉の結果次第では、本市農業に大きな影響が出ることも予想されております。

市といたしましては、来年度より創設される日本型直接支払や中山間地域等直接支払、経営所得安定対策などの制度を最大限活用いたしまして、可能な限り農家所得の確保に努めてまいりたいと考えております。

農業政策に対する要請活動につきましては、国の政策の推移を見守りながら、他市の状況も注視してまいりたいと考えております。

次に、集落営農組織の現状と問題点、支援や指導についてですが、由布市の集落営農組織数は法人9組織、任意34組織でございます。集落営農組織は、集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家で、効率のよい営農システムの確立、農地の維持、集落の活性化を目的として設立されてまいりましたが、構成員の高齢化や担い手不足などによりまして、組織の運営や存続が大変危惧されております。

市では、そのようなさまざまな問題の解決を図るため、昨年度より、人・農地プランの作成に取り組んでおります。人・農地プランは、何回も申しますが、地域や集落の話し合いによって、地域農業の中心となるのは誰なのか、その農業者へどうやって農地を集めていくのかなど、将来

の地域農業のあり方を定めるものでございます。また、人・農地プランの作成過程の中で、後継者問題や担い手対策についても地域の方々と協議をしてみたいと考えております。

また、特定秘密保護法の撤廃を要請することについてであります。今後の運用などについては国でさまざまな議論が進められておりますので、その動向を注視をしてみたいと考えております。

次に、消費税率の引き上げに伴う使用料の引き上げは見直しをということでございますが、今回の消費税率の引き上げは社会保障の安定財源の確保、それから財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から行われるものでございまして、消費税は最終的には消費者に負担を求めることを予定している税であるために、消費税の増税分を料金額に適正に転嫁しない場合、本来、サービス等の利用者に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することになりまして、結果的に住民間に不公平が生じてしまうと考えております。例えば、体育館などの施設を利用する場合、電気料金なども消費税増税分値上がりし、施設の維持管理費が上昇することになりますので、その分は施設を利用する方に御負担をいただくよう消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直すものであります。使用料改定の趣旨につきまして、御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） このT P Pが非常に秘密のままに進められているので、なかなかそのレイアウトがわかりにくいわけですが、もう以前この議会でも、T P Pの参加に反対する請願を全会一致で採択をしていただいております。今はもう既に交渉に参加をしているもので、この交渉からの撤退を求めるといことが大変重要になっておるんです。

2月22日から25日、シンガポールで開かれた閣僚会合で、やっぱり最後まで合意に至らなかったわけです。アメリカは重要5品目を含む全ての関税を撤廃することを求めて譲らなかったということでもありますから、このまま参加交渉を続けていけば、結局農業は守れないということになってしまいます。

政府が目指すこの大規模経営でも、アメリカやオーストラリアと比べれば、もう経営面積そのものが太刀打ちできない面積であるわけです。日本でも、政府は大規模経営を目指すと言っているわけですが、これでも現在の価格の水準や補助金、交付金、その上に関税で守られている。これでやっぱり大規模経営とはいえども成り立っているわけです。これが、やっぱり関税が取り払われてしまうと、なかなかそういうわけにはいかなくなると、そういうことになってしまうわけですが、これは後から取り上げたいと思うんですが、政府は昔から、米の生産コストが一万八千何百円かかるとそんなふうに来てきたわけですが、この納税見直しによって政府が目指すコストは60キロ9,600円、そんなふうになってしまっているわけですから、いかに大規

模経営で、また企業が参入してやろうとしても、なかなか外国から入ってくる農産物には太刀打ちができないということになってしまうわけであります。これ、何としてもTPP交渉からの早期の撤退を要請していただきたいと思うところであります。

次の自給と価格に国に責任を持ってくれということをや請していただきたいということなんですが、後継者がいない、農業を続けられない最大の理由が、この再生産可能な価格が保障されていないということになるんです。もう今言いましたけど60キロ1万8,000円、これはもう生産者の実感でもあります。30キロは、やっぱり9,000円から1万円で売れないと、なかなか経営が成り立っていかない、そういう声がやっぱり生産者の声であります。

次の生産調整と直接支払交付金をことしから半減する、5年先にはなくしてしまうというそこから辺の問題なんですけど、昔から、猫の目農政だとか場当たり農政と言われてきました。農家が努力すれば切り捨てる、取りやめるの繰り返しで、そのたびに助成金は減らされ、もらえるハードルはどんどん高くなってきたわけです。

生産調整は、この米の価格の暴落を防いできた。TPPで関税の撤廃を受け入れれば生産調整が機能しなくなるから結局やめてしまおうという考えになっていると思うんですけど、今度新しく政府がやるようになった農地中間管理機構、このところを少しちょっと詳しく話していただけませんか、お願いします。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えをいたします。

農地中間管理機構とは、農地の有効利用や担い手への農地の集積、集約化を進めるための機構だということに聞いております。農業経営から離れられる農家などから農地を借り受けて、大規模農家などに農地を貸し出す、公的な農地の中間的受け皿を担うというような組織というように聞いております。

都道府県に管理機構を設置して、その業務の一部を市町村が担うというようなことになっております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） この農地中間管理機構、結局は今も言いましたように、大規模経営や農外企業に、その土地を集めて貸し付けようということなんですね。

補助金をばらまいて農地を出させる。しかし借り手がなければ、そのお金も地主には払わないという、そういうシステムになっているというふうに聞いております。

農地ちゅうのは、耕作する農家や地域が管理するというのは農地法の原則でありますから、これを踏みにじてこういう管理機構をつくる、これによって農業委員会の役割も形骸化をしてし

まいますし、結局農業委員会も中間管理機構の下請けみたいな格好になってしまうんじゃないかと思うんです。そこら辺は、どうなのでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えをいたします。

農地中間管理機構は、先ほど申しましたように公的な農地の中間的役皿を担うというようなことで、大分県、県に今、設置をすると、その一部を市町村が担うというようなことで、農地法を守る農業委員会と農地を貸し出すのとは、ちょっと役割が違うのではないかというように思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 農地を守るというのは、農業委員会そのものの役割は多分もうこれでなくなってしまう、そういう役割がもう形骸化してしまうんじゃないかということなんです。だから、借りるのが大企業ということになれば、なかなか小さな農家は農地を守っていけないわけですから、中間管理機構に任せてしまう。地域の農地や地域の農業ちゅうのはやっぱり守れなくなってくるということになるだろうと、私はそういうふうに解釈をしております。

その次に、新しく取り入れるという直接支払制度です。これについて、わかっている範囲内で説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えをいたします。

日本型直接支払制度は、中山間地域等直接支払それから環境保全型農業直接支払それから多面的機能支払の3つの制度によりまして構成をされております。農地や地域の共同管理により農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が発揮されることを確保するための支援制度です。

また、今年度までありました農地・水保全管理支払の名称を多面的機能支払と名前を変更しまして、支援内容の拡充を図りまして地域ぐるみでの取り組みを後押しする事業というように聞いております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） ちょっと私もよくわからないんですが、この直接支払制度自体で新たな交付金が提供されるということではないんですか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 日本型直接支払は、先ほど申しましたように中山間地域直接支払と

環境保全型農業と多面的機能支払の3つの制度で構成をされております。その中の今回新たにできるのが、多面的機能支払でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 結局、新しい交付金をもらえるちゅう制度ではないんですね。交付金がついてくるという制度ではないんですね。

中山間やその環境何とかという、今、既にもらっている交付金の制度を集約して、そういう言い方をするんですか。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 今、農政課長説明しましたのは新たな制度でございます、日本型直接支払制度というのは。米の直接支払というのは、従来、米に1万5,000円の交付があったものが、26年度からは7,500円に半減されるということで、日本型直接制度は新たに設ける制度でございます。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） ですから、今現在受け取っている反当が1万5,000円、これはなくすんですけど、これにかわって、そのぐらいの金が農家はもらえるかどうかというのを心配しておるんです。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 今、部長が申しましたように、米の直接支払制度は今年度までが1万5,000円で来年度からは7,500円になるわけですが、その差額分を先ほど申しました農地維持機能支払に回すというように聞いております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 5年先ですよ。ことしからもう、これはまだ先ですよ。ことしから。ああ、それですか。

1万5,000円が7,500円に引き下げられる、それをカバーする何かがあるということになるんですね。じゃ、結局農家のもらえる交付金ちゅうのは、総合的には減額されるわけではないわけですね。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 国ベースの予算であれば、変わらないというように聞いております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（４番 工藤 俊次君） 新しいですから、ちょっと理解ができないところもありますが、いずれにしてもこの減反政策、それからその名前は変わるかもしれませんが、農家が受けとる交付金が減らないようなそういう努力と要請を国に続けていってほしいと思うところであり、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、特定秘密保護法です。これもまた私も実は本当に提案したものよくわからないんですが、国や政府や官僚が自分たちの都合の悪いところを隠すためにこういう法律をつくる。しかも、秘密は40万件に上るということになるわけですが、そういうところは、つくるとなると、やはり一番危ないのは公務員じゃないかなと思ったりもするんです。

何が秘密かもわからない。その秘密とわからないうちに誰かに知らせたり聞いたりしたりする、そういう時点で、処罰を受けるとか逮捕されるということになるそうなんです、処罰を受けるほうは、それじゃ、その秘密の何たるかを知っちゃうのかちゃ、そういうことではないみたいです。警察が逮捕するちゅうても、それなら警察は知っちゃうのかちゃ、警察もわからないまま逮捕に来るんじゃないかなと、そんな心配がしているんですが。何とも理解できない異常な法律がつくられていると思ってしまうわけですが、こんな法律をつくる場所に今の日本の政治があるのかなというふうに思ってしまうんですが、国民の知る権利や情報公開が求められる時代に、これに逆行するような法律がつくられる、本当に異常なことだと思ひます。

そして、こういう法律のもとで置かれた日本の社会や国民の日常を考えると、やはり国民が声を上げて、なくしていく、変えていく、そういう努力をしないといけないのじゃないかなと、そんなふうに思っているところでもありますので、市長を先頭に、何とかこの法律の実行に移させないような努力をお願ひしたいと思うところでもあります。

済いません、集落営農組織のほうがちょっと抜けていましたので、こっちのほうが、ちょっと質問させていただきます。

2月1日付で、こんな集落営農についての調査をしたと思うんですが、これは25年度集落営農実態調査についてのお願ひということになっています。私の記憶では、調査の対象となっていたのは、これ、20ほどの集落営農の組織じゃなかったかと思ひます。やっぱりうちの集落営農も余り立派なこととは言えないんですが、この調査に当たっての注意点というところに、以下に該当する取り組みを行う組織については集落営農組織には含めないというふうに書かれておりますし、私もほかの集落営農の組織の方を見ると、どうもそういう組織が多かったのかなと、そんなふうに感じたところなんです。こういう集落営農組織20ぐらいだったと思うんですが、そこら辺の調査の結果をまた教えていただきたいと思うんですが。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えをいたします。

その調査が農林水産省がしている調査で、うちのほうでは調査の結果は把握しておりません。まだその結果がうちのほうに届いておりませんので、ちょっとお答えはできないような状況でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） もともと多分みんなこの集落営農は同じ時期につくられたと思うんですが、集落営農をつくろうと思ったときには、皆さんやっぱり集落営農を立ち上げれば何とか補助金をもらえとか、有利な金が借りられるんじゃないかと、そういう大きな期待を抱いて集落営農組織をつくったんですが、なかなか現実はそのことにはならず、多分どこの集落営農の組織も必要性は感じながらも、なかなかどうにもこうにもならんなど、そんなふうに感じている組織が大変多いんじゃないかと思うんです。

今も言いましたが、この調査の対象になった組織もそういう組織がほとんどでは、そういう組織を対象に調査が行われたんじゃないかなと、そんなふうにいるところなんです、中山間の資金を利用したり、人・農地プランをそういうので対応していくということのようなんです、その人・農地プランについて聞きたいと思うんですが、今これに取り組んでいる組織というのはどのくらいあるのか、そこら辺の、取り組んだ組織の問題点そういうのがあれば知らせてほしいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えをいたします。

担い手対策といたしまして、人・農地プランの推進に努めているところでございます。人・農地プランは、先ほど市長が申しましたように、地域や集落の話し合いによって、地域農業の中心となるのは誰なのか、その農業者へどうやって農地を集めていくかなど、将来の地域農業のあり方を定めるものでございます。地域の話し合いの中で後継者問題や担い手対策など、さまざまな課題を検討していくこととしております。

由布市におきましても、昨年度よりこのプランの作成に取り組んでおりまして、昨年度は9地区、今年度は54地区の作成に取り組むこととしております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 大分取り組む数がふえているみたいなんですけど、なかなか取り組むに当たって難しいと感じているところもあろうかと思うんですが、個々が取り組むに当たっての問題点みたいなのが把握できていれば、教えてほしいと思いますが。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えをいたします。

昨年とことし取り組んだ地区が、中山間地域には取り組んでいる地区を対象に取り組んだということから、大きな問題はまだ聞いておりません。今後、そういう組織のないところに入って作成するには、さまざまな問題が生じるのではないかというように思われます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） なかなか難しいところもたくさんあると思うんです。今の農政がTPPを受け入れた結果のいろいろな政策をするもんですから、なかなか肝心かなめの再生産が可能な価格というところは保障されないということで、こういう集落営農にしても、また法人化を目指すに当たっても、なかなか進んでいけないというところがあると思いますので、ひとつ丁寧な指導をお願いしたいと思うところであります。

続いて、後継者の育成や担い手対策について伺いたいと思うんですが、日本の農業は、農産物の輸入自由化や価格保障の廃止などによって、他産業並みの労賃に満たない状態が多くなっています。後継者が少なく、担い手の平均年齢は66歳とされています。農水省では毎年2万人の青年就農者が必要としていますが、40歳未満の就農者は毎年1万5,000人、実際に農業に定着をする人は年間1万人程度と、そう言われているんです。

そんな中で最近では、農業をやりたいと、そういう若者を積極的に受け入れる自治体がふえていっていると言われています。住宅確保策や、定着したときには融資金の一部を返済免除するなど、独自の支援をしている自治体もあるそうでありますが、由布市のことしの事業計画でも、就農支援事業、そういうのを計画されていると聞きましたが、こういう就農支援事業と、それから青年就農給付金制度というのがあるそうですが、これの利用状況、また、大まかな説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えいたします。

青年就農給付金についてですが、市内で就農されまして、人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられますと、青年就農給付金の交付が受けられるようになります。昨年度2夫婦の方が就農給付金を受けております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） これは、あれですか。人・農地プランに対応しないと、その青年就農給付金制度というのを受けられない。これ、全国的にそうですか。全国的にそういう制限があるの、ええ。じゃ、ほんなら例えばイチゴやニラをつくったり、ナシをつくったり、そういう

のには対応できないと、そういう若い人にはということになるんですか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えをいたします。

人・農地プランの中心的経営体というところに位置づけされることが絶対条件というようになっております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 全くこれは話にならないです。そこまで制限をされたなら、そこしか若い者を受け入れるところがないということになりますよね。それが今、農協の部会なんか、たくさん抱えていますけど、そういう部会の後継者に対応するとかいうようなことには、もう全くならないということになるんですね。もう、人・農地プランに限られる、人・農地プランといえどもいろいろ作目はあるだろうと思うんですが、大体、米が主でしょう、由布市の場合は。ですから、そこら辺どうなのでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えいたします。

今回2夫婦の方が青年就農給付金を給付を受けておりますけども、野菜で受けております。米の方はございません。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） その2夫婦の方ちゅうのは、どこかの集落営農や法人化したところの中でやっているわけですか。人・農地プランちゅうのは、そういうところでやるんでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えいたします。

人・農地プランとは、集落の話し合いによって、将来のその集落、地域がどのような形で農業を営んでいくかというような大きな計画を立てるものでございます。その中に、その集落で担い手としてやっていける方を経営体というように呼んでおります。その経営体に位置づけられることが、就農給付金を受ける絶対条件というようになっております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） それじゃ、集落営農だとか、それを法人化したところ、そういうところだけではないわけですね。ちょっと私も勘違いをしていましたが、あと、今後ふえていきそうですか、青年給付金を受け取られる対象者というのは。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えいたします。

青年就農給付金が年間150万円給付をされます。夫婦であれば225万円給付されるわけですが、金額が大きいこともありまして、国の要件が大変厳しゅうございます。この要件をクリアすることができれば、給付が可能となると思われれます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） このほうは、また改めて教えてください。

その前に、就農支援事業ちゅうのは、これとやっぱり同じですか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えいたします。

担い手対策といたしまして、新たな担い手の確保を図るために、先ほど市長が申しましたように、農政課内に担当職員を配置をいたしまして、新規就農の相談や遊休農地支援制度などの情報提供を行っている、そういう支援制度がございます。窓口も設置をしております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） これは、青年就農給付金とは全く別な事業と考えていいわけですね。

なかなか制度がたくさんあって、我々農家のほうも、十分に理解できるところがないんですが、やはり生産者あるいは生産者の組織にもっと知らせた協力をしてもらうということも、やっぱり大事なことではないかと思うんですけど、私も生産者の部会の役員もしていますし、これまで自治委員、区長もやってきましたけど、そういう農業振興のためのそういう制度というのは余り聞いたことがなかったものですから、やはりもっと多くの人に知ってもらって、担い手をふやしていく足がかりにやっぱりしていく必要があると思うんです。そういうところもひとつ考えていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、消費税の問題ですが、今、国民の暮らしが大変な状況にある、働く人の所得がこの15年間で70万円も減っているということを言いましたが、この消費税の問題について、先に、ちょっと一つ確認をさせてください。

国や地方自治体の一般会計には、特例として消費税の申告義務や納税義務がないというふう聞いておりますが、これは本当なのかどうなのか。お願ひします、財政課長かな。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長です。お答えいたします。

地方公共団体、市の会計で、消費税を支払う義務があるのは、先ほど財政課長が答えたとは思いますが、水道事業会計、集落就農会計、湯布院温泉館の特別会計、そういった事業会計については消費税を支払うようになっております。

その他一般会計等で消費税というのは、今回の転嫁したものは、維持費として、電気代とかそういうものが、今度は消費税がまた上乘せされて、そういうものに転嫁されて、由布市としての支払い分がふえていくという形になろうかと思えます。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（４番 工藤 俊次君） 失礼な言い方かもしれませんが、納税義務のない市が増税分を引き上げるとするのは、世間一般では便乗値上げというんじゃないかと思うんですけど。増税しないと不公平になるというところは、ちょっと今理解ができないんですが、消費税というのはもともと所得の低い人に税負担が重い不公平な税制です。これを転嫁しないと不公平になるというところが、ちょっといまち理解できないんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 便乗値上げという御意見があろうかと思えますけども、市の取る手数料とかそういったものについては、今回は課税はしておりません。それはお配りした資料の中にも、課税、非課税とするものということで区分して、今回検討入っております。

ただ、使用料については、それを使用する施設の維持費の一部を使用者に負担していただくという趣旨で使用料をいただいております。その維持費が、やっぱり消費税が上がることによって、維持費が上がっていく。電気、光熱費、そういったものが上がってくると、そういった部分について、やっぱり使用者負担という観点から、使用料に適正に転嫁していくということが制度ではないかと。いわゆるそれを転嫁しない場合、その維持費が上がる分は市民全体で負担することになりますので、やはり利用者負担というものを考えたときに、使用料にある程度賦課していくことが公平につながるということで今回の改正を行ったところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 工藤俊次君。

○議員（４番 工藤 俊次君） 説明は、わからないことはないわけではありますが、消費税によって国民の負担が大変ふえる。せめて公共料金ぐらいいは値上げをしないでほしいというのが、市民のやっぱり切実な願いじゃないかなというふうに思っているところでありますが、なかなか大変な時代の中です。いろんな市民、国民を取り巻く状況があるわけですが、消費税もその矛盾が多い中で、やっぱり４月から値上げをされる、そういう準備になっております。

最後に、今開かれている国会で、麻生財務大臣が、大企業の内部留保が３０６兆円に膨らんでいると答弁をしていました。私たちは、つい最近まで２７０兆円の内部留保というふうに来てきたんですが、いつの間にか、この景気が悪いちゅうときに、３０兆円も上積みがされていると

ということになると思います。賃金を抑制し、減税を繰り返してため込まれた金が、こんなふう
に莫大な金になっています。貧困と格差の問題、また個人消費が伸びずにデフレ不況から抜け出せ
ないのも、また自治体の財政が厳しくなるのも、ここに大きな原因があると思うところでござい
ます。

この内部留保を利用し、働く人の賃金を引き上げる、減税をやめて、もうけに応じた税負担を
させるためのそういうルールをつくっていくことが、本当に必要ではないかなと思っているところ
であります。そのためには、やはり国民も自治体もこういう問題に目を向けて、大きな声をや
っぱり上げていかなければいけないなど、そんなふうになっているところでもあります。

このことを訴えて、私からの質問を終わらせていただきます。御協力、大変ありがとうございました。
(拍手)

○議長(工藤 安雄君) 以上で、4番、工藤俊次君の一般質問を終わります。

.....

○議長(工藤 安雄君) ここで暫時休憩します。再開は15時10分といたします。

午後2時57分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長(工藤 安雄君) 再開いたします。

次に、10番、小林華弥子さんの質問を許します。小林華弥子さん。

○議員(10番 小林華弥子君) 10番、小林華弥子です。いよいよ一般質問も最後になりました。
皆さん、大変お疲れのことと思いますけれども、最後まで、ぜひおつき合いをお願いしたい
と思います。

今回また欲張りまして、追加項目を含めて、5項目を聞いております。時間がなくなっていま
いますので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。通告ですが、通告文書はお手元に配付のと
おりですので、全部は読み上げません。大まかに、お答えの部分だけお願いします。

1点目、教育委員会制度改革についてですが、現在、国会で議論中であります教育委員会制度
改革についての市長と教育長のお考えをお聞きするものですが、これにつきましては、午前中、
溝口泰章議員の質問にもお答えになっていらっしゃいました。今後の動向を見守りたいというお
答えでしたので、それ以上のことがなければ、御答弁は結構でございます。

2点目、職員の人事異動と人事評価、人材育成研修についてですが、現在ベースとなっている
4月異動を、10月異動を基本にできないかという点。それから2点目は、人事異動の基本的な
方針はどういうことかという点、それから人事評価や本人の希望調書は、人事異動にどう反映さ
れているのか、それから職員の研修については、職員がみずからやる気を持って研修するシス

テムづくりというのがどういうふうに行われているかをお伺いしております。

大きな3点目は、公民館を核とした地域コミュニティづくりについてということで、いわゆる自治区の地区ごとの地域コミュニティ活動と、それから市の教育委員会部局が管轄する公民館との連携というのが、どういうふうに行われているかということをお伺いしております。

追加で、2点質問をしております。

総合計画の活用と策定についてですが、平成23年の地方自治法の改正で、自治体が総合計画を策定しなければならないという法的義務は削除されました。策定をしなくてもいいということになったわけですが、策定するかどうかは議会の議決を経るのかどうかも含めて、市が独自で判断していいことになりました。それから初めての総合計画の策定になると思うんですが、法的には策定義務が外されましたけれども、今回策定されるということでありましたら、どういう意義を持ってこの総合計画を策定されるのか、それから、これまで第1期総合計画が具体的にどのように活用されてきたか、お伺いをいたします。

追加の2項目めは、湯布院厚生年金病院の公的病院としてのあり方について、昨年12月議会で質問が途中になっておりました。その後、ことしの1月20日から21日に、市長は厚労省と社会保険病院等対策室、それからいわゆるRFOと面談を行ったという行政報告がありました。地域協議会の早期設置に対する緊急要望を行ったということでしたけれども、その返答はどうだったのか教えていただきたいと思っております。

再質問はこの席からいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、10番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

教育委員会制度につきましては、あのとおりでございます。

職員の人事異動時期についてであります。職員の定年等退職や採用職員任用時期及び他団体への出向、派遣の時期等を考えますと、現時点では4月の人事異動が適切だと考えております。

人事異動の基本的な方針につきましては、行政事務の停滞や市民サービスの低下を招かないように、限られた人員の中で最大の行政サービスの提供が求められ、特に事務職員は、特定分野のスペシャリストではなく、オールラウンダー的な職員でなければならないと考えまして、中長期的な立場で、いろんな分野の知識や経験を持った職員になることが望ましいと考えております。その半面、地方分権が進み、住民ニーズの複雑多様化する中、専門性の高い知識や技術を持った職員の育成等も必要であると考えております。

そうした考えの中で、新採用職員は本人の適正や習熟度にもよりますが、基本的な異動パターンは、3年をめどに人材育成を目的としたジョブローテーションを行っております。また、新人以外の一般職員の異動基準は、原則5年を上限としておりますが、業務における経験豊富な

専門職員の育成等も必要であると考えております。

次に、人事評価や本人の希望調書などは、人事異動などにどう反映しているのかとの質問についてですが、勤務成績の評定は地方公務員法第40条に規定されておりますが、人事評価ということではなく、勤務評定に関する規定を定め、職員の勤務状況の評定をいたしております。また、本人から人事異動に係る自己申告書の提出によりまして、職場の現状や職員の率直な意見等を把握することで、職場環境の改善や、人事異動の参考資料としているところであります。

次に、人材育成研修についてであります。職員の研修につきましては、平成23年4月に策定いたしました由布市人材育成基本計画に基づきまして研修を実施しております。計画の策定目的として、職員一人一人が能力を高め、成長し、市民との協働により、自律的に行動する職員を養成することが由布市のまちづくりにつながると考え、研修に取り組んでいるところであります。

次に、総合計画の活用と策定についてであります。議員御承知のとおり、平成23年の地方自治法の改正は、地域主権改革における国から地方への義務づけの見直しの一環でございまして、総合計画策定の可否も含め、まさに市町村が自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点からの改正だと思っております。

総合計画の活用につきましては、市民が安全で安心な暮らしができるよう、計画に基づくさまざまな分野の施策を事業として実施、展開していくことで、具体的に活用されてきたものと考えております。総合計画は、地方自治体を運営していく上で、必要不可欠であると考えておりますし、住民自治基本条例でも市の最重要計画であると位置づけをしているところであります。計画を策定する組織体制としては、策定審議会や検討幹事会、委員会、職員プロジェクト、また、部門別のワーキングチームなど、効果的な組織を編成して実施していく予定でございまして。

次に、第2次の総合計画については、由布市として成長期を迎えるための非常に重要な計画書であると考えておまして、計画書そのものも重要であります。議員御指摘のとおり、策定するプロセスも大変重要でございまして、計画書の策定にかかわること自体、市職員として重要な研修の場、自己研さんの場として位置づけていきたいと考えておりますし、これからの自治体の職員として、特に必要とされる専門性や協調性をさらに磨くために必要であるというふうに考えております。そのためには、専門的な方々との官学連携や、市民と行政との協働連携、また、民間との産官連携等を基調として進めてまいりたいと考えております。

次に、湯布院厚生年金病院の公的病院としてのあり方についてであります。湯布院厚生年金病院の存続に関しましては、社会保険病院、厚生年金病院の所在する自治体と住民の共同要望書を提出するなど、地域医療機能推進機構法の法案作成段階から、政府、厚生労働省、与野党関係者への要請や意見交換を重ねてまいりました。また、新しい機構が広く地域住民の意向を反映させた病院運営によって、地域が必要とする医療、介護を提供し、地域医療の再生、充実に大きな

役割を果たすことを願って、市民とともに運動を展開してまいりました。

本年1月20日から21日にかけての、より良い地域医療機能推進機構の創設をめざす全国ネットワークと、厚労省、RF0幹部との面談、協議の概要については、後ほど健康福祉事務所長が答弁をいたします。

今後の年金病院のあり方につきましては、新機構後の体制等を見据えることともに、地域協議会の意見も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上で私の答弁は終わります。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 10番、小林華弥子議員にお答えをいたします。

まず、教育委員会制度改革についてですが、御案内のように、今、国会での審議中ですから、詳しいことは避けますが、2月19日の合同新聞のまとまった形の中で、気になる点といえますか、方向性として、首長がいわゆる教育長を直接任命、罷免する権限を持つというような文言がありますし、国の関与強化というような大きい見出しがついています。この面は、教育委員会制度そのものが教育の政治的中立性を確保するという目的から生まれたということから考えて、いろんな課題が出てくるかと思えますし、特に、議会とのかかわりがどうなのかと、民意がどのように反映されるのかというのが、やはり大きな問題になるかと思えます。喫緊の課題で、例えば教育委員の選任については、首長が提案し、議会の同意を得るという項目があるわけですが、それが、直接、首長の任命、罷免というのが気になります。というのは、やはり教育の中立性や継続性や安定性ということを考えた場合、どうなのかなという懸念があります。と同時に、議員さんの意志が入らないというのも大きいなと思うんです。

それぞれ首長や議員さんたちは、市民の信託を得て、それに担って発言されるわけですから、それぞれの個々の教育委員の任命についても、同意についても、やはりこのことはどうなのかということで、審議していただくということは、教育委員の立場から言ったら、それはありがたいことだと思っていますので、その辺がちょっと気になります。

その後、公民館問題ですが、公民館を核とした地域コミュニティづくりについての質問です。

公民館は、戦後間もない時期から全国で約1万5,000館設置され、地域のきずなづくりに貢献してきた社会資本です。主に、学習拠点として、個々の生きがいつくり、サークルを通しての融和等貢献してきましたが、昨今、特に震災後において教育的な観点を活用した上で、若者の社会参加、防災、地域振興など、地域の課題解決に向けた拠点として、地域コミュニティの再生を目指す役割が求められるようになっており、人づくりに大きな貢献を果たしてきた公民館のあり方も曲がり角を迎えつつある状況であり、その前提として、この質問であると認識しております。

現行の計画では、方向づけは、はっきりした形にしておりませんが、地域づくりの一環として、市行政全体の検討が必要な部分があると捉えております。現在、総合政策課主導により、新しい地域コミュニティの形成を探求する研究チームを組織され、社会教育からも公民館のあり方の観点から、参加、研究を行っているところです。

御質問は、公民館がどのように結びついているかとの現況をお尋ねのようですので、現在、その結びつきの形態を模索している状況であると回答させていただきたいと思っております。

一方、公立公民館と自治公民館の連携ですが、その両者には上下関係が存在せず、それぞれに地域社会に必要な役割を担っているものです。6月の定例会において、公設民営、民設民営の公民館をお尋ねの際にもお答えしたとおり、自治公民館の機能、役割は、地域に根差し、一人一人に社会的利益が行き渡るものとして、非常に重要なものと位置づけております。現在は、それぞれの地域で自治公民館連合会、または自治公民館長会が組織され、公立公民館と連絡調整を十分に行った上で、全体的に社会教育の推進に当たっているところです。学校、家庭、地域の連携を推進する上で、地域の核の一つとしての役割を担っていただくことも、今後の大きな目標として掲げているところです。具体的には、自治公民館向けの情報誌などを通じまして、情報提供と、一定の指導、助言を行っておりますし、拠点としての施設整備や活動に対する補助など、費用面での支援も行っているところです。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。私から、市長が行いました厚労省、RF0への緊急要請行動での協議概要について、4点に分けて簡潔に申し上げます。

1点目は、地域医療機能推進機構としての中期計画、各病院の事業計画を今年度内に策定し、4月1日からスタートする。新機構と病院の使命は、地域の医療、介護に貢献することであり、救急医療を初め5事業、リハビリ、地域包括ケア、在宅医療等々を市町村と連携していくということ。

2点目は、地域協議会の設置は、発足に必要な作業で手いっぱいという事情から、4月1日以降になるが、速やかに設置するようにしたい。スタートしてから、進化、充実させていくということ。

3点目は、病院スタッフの退職による医療機能低下を心配されているが、もともとほかにはない協力スタッフ、体制を持っているので、大きな問題はないと報告を受けているということ。

4点目は、独立行政法人としての新機構は、医師の育成、研修、総合医の育成、病院間の医師派遣などをやっていく。具体的に、新機構が策定する中期計画でお示しするというものです。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） ありがとうございます。

再質問ですが、ちょっと順不同で行きたいと思います。

今の厚生年金病院ですが、RFOと厚労省からの面談の中で、一番気になっていたのは地域協議会の設置の部分なんです。最初、市長の御答弁にもあったように、これから新体制の厚生年金病院が、地域に密着した病院にどれだけなれるかというのが存続の鍵だというふうに前々から言われていました。そのためにも、地域協議会を設置すると言っているのだから、どういう地域協議会をどういうふうに設置するのか早く示してくれということを再三言っていたわけです。

今のお答えですと、厚労省もRFOも内容についてはまだ未定で、設置してから充実させたいというお答えだったというふうに聞きました。

一方、12月議会のときにもお答えいただきましたけど、湯布院の厚生年金病院は、由布市が始めています地域包括ケア推進プロジェクト会議という取り組みを始めていらっしゃるというお答えをいただきました。これの中心核となって、年金病院がこのプロジェクトを進められていて、このプロジェクトこそが、由布市内の各医療福祉にかかわる団体の人たちをネットワークして、地域全体にプロジェクトを進めていっているという組織だと思います。

私の考えとしては、むしろRFOが今後設置しようとしている地域協議会というのは、むしろ先行して、この湯布院の厚生年金病院については、この地域包括ケア推進プロジェクト会議が、その地域協議会みたいなものになるのではないかなというふうに認識しているんですが、そういうことでいいんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えいたします。

今、議員の御指摘のとおり、先般の地域包括ケア推進プロジェクト会議の会議で、地域協議会につきましては、ここを核として、プラス観光関係者とか商工会の方々を含めまして、立ち上げを内諾をいただいているところです。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 内諾というのは、由布市の場合は、この地域包括ケアプロジェクト会議プラスアルファがRFOのいう地域協議会でいいですよという内諾というイメージですか。

○議長（工藤 安雄君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） お答えします。そのとおりです。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） わかりました。ありがとうございます。

この地域包括ケア推進プロジェクト会議について、私も実は先日、クアオルト研究会のほうの講演会で、厚生年金病院の副院長の先生が講演されているのを聞いて、初めてちょっと詳しい内容を知りました。大変すばらしい取り組みを進めていらして、今後、由布市全体に広げていきたいということでしたので、ぜひこれを進めていただきたいと思います。

こういう取り組みがなかなか知られていないようですので、今度3月8日ですか、年金ホームのほうで、またこれの発表会があるということでしたので、ぜひここにいらっしゃる議員初め、多くの市民の方に参加していただきたいというふうに思っていますので、PRのほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次は、1、2を飛ばし、公民館とのことなんですけれども、まさに教育長がおっしゃったとおり、いわゆる自治区の地区公民館と、それからいわゆる公設、公立の公民館との位置づけとか、その連携というのが重要ではないかなと思っています。

実は先日来、ほかの同僚議員の質問に対して、市長が、今後、公民館の位置づけを見直していきたいという発言が二、三出たと思います。この公民館の位置づけを見直すというのは、具体的にどういう意味なのか、単に、例えば庄内公民館や湯布院公民館の建てかえを前提に、場所だとか位置だとか、どこかに建て直すというような見直しなのか、あるいはその公民館というもののものをどういうふうに考えるのかというそういう見直しなのか、どういう意味の見直しをされようとしているのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 由布市の公民館として、一番中心的な公民館的機能を果たす公民館、あるいは地域を重視した公民館とか、そういうようなことについてのありようをきちんとした形でつくってきたいというふうに考えています。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 単に、場所とかということだけではなくて、それはぜひやっていただきたいというのは、先ほど教育長も言うていただきましたけど、私、その公民館のあり方が、やっぱりこれから由布市の課題である地域の自治をどうつくっていくかということに直結していると思うんです。

各自治区の公民館で、地域の人たちが公民館活動を一生懸命やっているということは、もちろん、それはそれで頑張ってもらいたいし、地域の底力支援事業なんかでも、そういうのを応援していますが、そのことと、いわゆるその社会教育事業としての公民館活動が、なかなかつながっている感じがなくて、連絡調整というようなことはあるんでしょうけれども、むしろ、もっと一体的に地域の公民館活動が、そのまま地域・地区全体の社会教育につながっていくような、そう

いう体制づくりができないかなと思って御提案をしているんです。

位置づけということでは、いろんなやり方があると思います。以前の一般質問でも取り上げましたけど、例えば長野県の飯田市なんかは、いわゆるその地域の各地区の自治区の公民館を社会教育施設の公民館の分館として位置づけていて、その人事体制なんかも全部一体的にやっているというようなこともありました。由布市の場合はいろんなパターンの公民館があって、特に湯布院地域には公民館のいわゆる公立公民館の分館なんていうものもあります。そういうことを含めて、今後、ぜひその各自治区の公民館活動と社会教育活動をどうつなげていくのかということを含めた社会教育全体の体制見直しが必要ではないかなというふうに思っているんですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

議員言われるとおりでと思います。今、各地域でそれぞれ自治公民館があります。地域の公民館がありますが、やはりその運動そのものが落差があります。館長の意気込みだとか、何か地域づくりのための拠点としての場所としての位置づけを考えているか、または集会所としての役割で果たせばそれでいいんだというような認識の公民館長さんも、失礼ですが、あります。ですから、公民館館長さんの研修も含めて、地域づくりの拠点としての公民館活動をどのように構築するかというのは、やはり大きな問題だろうと思っています。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） このことはいろんな事例もありますし、由布市ならでは、あるいは由布市も公設民営とか民設民営、それぞれありますし、今、湯布院地域の各自治公民館は指定管理制度をとっていますが、そのことをどうするかも含めて、近々大きな課題になると思います。私も今後ちょっと追及していきたいと思いますので、今回は頭出しということで、これ以上は、終わらせたいと思います。

あと済いません、足早で。総合計画です。

午前中、野上議員が、時間切れで答えがいただけなかったんですけど、ちょっと補足で、同じ趣旨なんですけど、野上議員が言われたのは、総合計画に政策懇談会というのが位置づけられていて、その総合計画をつくった後の管理進捗状況は、この政策懇談会を開催してやるって書き込みであるわけです。それが今まで開催されていたかどうかということと、それからその総合計画審議会というのは、課長がお答えになったとおり、計画の変更が生じたときにしか開催してこないものだから開催しないんだというようなお答えと、それとあと地域審議会です、前回策定にかかった地域審議会。それぞれ違うと思うんですが、改めて確認の意味で、最初の1期計画に書かれている進行管理をする政策懇談会、これは実際には、開催はされていたのかどうか教えてください。

い。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

まず、由布市政策懇談会、これは今言うように、中身は総合計画の進行と、その前に、いわゆるまちづくりの振興及び総合計画の進行というふうなことになっていきますので、これまで合併以後3回程度開催されております。今年度とその前の年は開催いたしておりません。

条例で設置しています総合計画の審議会、これは策定審議会という「策定」がついておりませんので審議会、いわゆるその策定、進捗管理も含めたところの振興管理をやっていくということなんで、この審議会が総合計画をやっぴり進捗管理したり、変更のことを審議したりするところがございますので、これを中心に来年度以降開催をしていくような計画は立ててございます。その前に、当然その地域審議会もあわせて意見を聞くということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） そうだと思うんです。実は、平成22年の3月の一般質問で私、当時、実施計画をつくったときに質問を同じようにしました。そうすると、その政策懇談会を開いているのかと言ったら、当時、一、二回程度開催しているというお答えがありましたが、そのとき、前の議員さんたちも覚えていると思うんですけど、この政策懇談会というのは、いわゆる市長の私的な委員会なので、条例で設置されているような正式な審議会じゃないんだと、だから報酬も出してなくて、謝金で対応しているんだというような御答弁がありました。

それに対して私は、総合計画の進捗管理というようなことは、きちんとした条例設置されている審議会ですべきじゃないかと、だったら、その懇談会という私的な会じゃなくて、総合計画審議会ですべきじゃないかというふうに質問しましたら、当時の総合政策課長だったんですか、今の総務部長ですか、政策懇談会の位置づけを含めて、今後の総合計画の審議のあり方というのは、今、御指摘のように議会で諮るかどうかも含めて、22年度から検討して、なるべくそういう形でやっていきたいというふうにお答えになっていらっしゃるに、総合計画の進捗管理は総合計画審議会ですべきだというふうにお答えになっているわけです。

だから、その政策懇談会のほうは開かれていなくてもいいんですけど、総合計画審議会ですべきと言われていながら、総合計画審議会は策定後、進捗管理ということで、開催はされていなかったんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 議員御指摘のとおり、進捗管理に関してだけの審議会は開催されていません。ですので、26年度、27年度で、今度の計画は終わりますので、6年度、7年

度、今のところ、そのどっちにするかまだ検討していませんけれども、恐らくここ6年、7年度のうちで、この審議会の中でこうだったと、計画はこうであったというふうな報告はしないといけないというふうなことを考えてございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 市長もおっしゃっていましたが、総合計画はどんな立派な計画をつくるかということよりも、まさにそのつくるまでのプロセスと、それからつくった後の活用、運用が一番大事なんです。コンサル丸投げのどこにでもあるような計画書をつくるんじゃないかと、どれだけ手塩にかけてつくり上げていくか。つくり上げた後に、それをどれだけ使い込むかということがないと、意味がない。ましてや、総合計画は法的につくらなくてもいいとなっているのをわざわざつくるわけですから、わざわざつくるんだったら、つくった後にちゃんと実用的なものをつくってほしいというのが思いです。

法的には策定義務がないけれども、由布市では自治基本条例で、きちんと総合計画つくりますと自分たちで条例の中にうたい込んであります。それから我々議員も、議員提案でつくった条例の中で、基本構想だけではなく、基本計画まで我々議決行為にするんだとあって、議会も基本計画まで責任を持とうとあって、積極的に総合計画の策定と運用管理には乗り出している姿勢がある由布市ですから、ぜひ絵に描いた餅ではない総合計画をつくっていただきたい。

そのためには、もちろんつくるまでのプロセス、つくった後の管理運用、進捗状況で、もちろん審議会で、何回か、今までどのぐらいまで進んでいるかというようなことを外部評価を入れてやるのも大切なんですけれども、普段から職員の皆さんの机の上に、この総合計画が机の上に常にあって、何かあったらいつもこれを開いて、もうそれこそ3年たったらこの実施計画がぼろぼろになっていると、10年たったらもうばらばらになっているぐらいの使い込むようなそういう総合計画でなければ意味がないと思うんです。

今、役場の皆さんの机の周りを歩いていて、この総合計画が目につくところにどれだけあるかと。私、ほとんどその机の中に押し込まれているんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺の活用度合いについては、どういうふうに見ていらっしゃいますか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） お答えをいたします。

職員一人一人に1冊配ってございます。それぞれ管理して、仕事に活用する基本的なものにしてくれというふうなことを言っていますし、毎年4月、5月にこの総合計画も含めた職員、初任者研修の中で、総合計画の位置づけ等々については、研修をさせているつもりでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） これは仕事の上でのバイブルというか手引きですから、辞書ですから、本当に手あかのしみ込んだ総合計画の使い方をしてほしい。そのためには、いわゆるP D C Aサイクル、つくった後どれだけ実現できて、それをどうチェックして、次のアクションにどう動かすかと、そのP D C Aサイクルをきちんと用意しておくこと。

政策懇談会と書き込んではいましたけど、一応、総合計画の進捗管理すると言いながら、実質していなかったわけですね。やっぱりそういうことは、今後、定期的にやれる体制をつくってほしい。

それは、ともすると、さかのぼるようですけども、つくったときにどれだけ手塩にかけているかということだと思えます。誰かがつくった、どこかのコンサルがつくった計画書だったら、一遍見てそのままですけど、それこそ職員の人たちが自分たちで集まって、自分たちで書き上げた計画書だったら、愛着も湧きますし、愛着が湧いた計画書であれば、その後さんざんこれを活用してくれると思うんです。そういう意味で、つくる体制、つくるまでのプロセスの体制というのが非常に重要だと思います。

市長の御答弁にもありました職員の研修の場の意味としても、この参加プロセスをつくりたいというふうに言ってらっしゃいました。具体的に私、特にこれから10年間の由布市の計画をつくるんですから、これからの10年間の由布市を担う若い職員を中心に、その策定にかかわっていただきたい。

この策定体制というのはプロジェクトチーム性でやるんでしょうか、それとも各課に分けるんでしょうか。そこら辺までは決まっているんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） お答えをいたします。

具体的な詰めはやってございませんけれども、一応、形としては、部門別にワーキングチームをつくろうかなというふうなことを考えていますし、その中にコアの職員がいて、もちろんその専門の先生方もいらっしゃるような、いわゆるグループ分けしたワーキンググループをつくって、職員プラスいろんな方、民間の方々も含めたところで作業を進めていくというふうなイメージで、今のところ考えてございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） ぜひ私は、全職員参加体制でやってもらいたいと思うんです。何人かだけがそのチームで、例えば各課から10人とか15人だけが集まってつくるんであると、その人たちだけの総合計画になってしまうので、全課全職員体制でこれに、少なくとも全職員は1回でもこの総合計画の策定にかかわれというような場をつくっていただきたいというふうに思います。

市長、いかがでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど答弁でもいたしましたけれども、このプロセスにおいて、由布市全体のことを把握しながらこの計画を立てていくということで、職員に対しては大変勉強になるというふうに考えておりますし、そのことが職員にも財産になるということで、全員が参加できるような体制をつくっていきたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） ありがとうございます。

あと、もう一つ重要なのは、どれだけ市民や住民にも参加して、この計画をつくってもらうか。総合計画というのは、職員の人たちのためだけの計画ではありません。由布市全体の計画をつくるんですから、市民参加でつくっていただきたい。

前回は、地域別構想については地域審議会に諮問して、地域審議会で構想を練ったのではなかったかと思います。今回もそういう地域別の地域審議会で計画をつくるというようなことは、考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） お答えをいたします。

そこは最終的にまだ課内の中でも方向性は出してございません。

地域別に計画をつくる必要があるのかどうなのかということは、もちろんその課題も含めたところで、市民参画のあり方だとか、例えばその市長マニフェストとの整合性をどう図るかとか。そうすると、これまでの三層構造の総合計画でいいのか、いやいや10年じゃないで、その市長の任期に合わせた8年がいいんじゃないかとかいうことも含めたところで、今どんなものをつくるのかということを鋭意ある調査、検討をいたしているところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 抜本的に新しい考え方でつくっていただきたい。ぜひ住民参加、市民参加の視点を重視していただきたい。

まさに第1期目は、「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち」を総合計画の標語にしています。職員の中だけでつくる総合計画ではなく、本当に地域にとって必要な総合計画、各地域の将来ビジョンをきちんと書き込んだ、そういう由布市全体のビジョンを地域ごとにイメージできる総合計画が必要だと思います。そのためには、ぜひ地域ごとの検討というのは必須だと思いますので、全体構想の全体的な漠然とした由布市の将来ビジョンだけを絵に描いた餅のように描くのではなく、具体的な地域計画に結びつく総合計画づくりをしていただきたいと思います。これから検討するということですので、ぜひその視点を忘れないでいただきたいというふうに申し

上げておきたいと思います。

足早ですが、ちょっと飛ばして、教育委員会制度です。

まだ中身が政府のほうでも確定しているわけではなく、それこそ自民党と公明党でまだ話し合いがついていないところもあるなんていう報道がありましたけれども、そもそもこの教育委員会制度の改革議論のきっかけというのは、御存じの大津市のいじめ自殺事件とかをめぐって、教育委員会の責任の曖昧さですとか、当事者意識の薄さなどの問題が露呈したこと、あるいはその危機管理能力の低さとか、その後のその事件を隠蔽しようとするような教育委員会の体質というのが非常に問題視されて、それで教育委員会制度改革というのが急に出てきたんだというふうに認識しています。

確かにそう言われてみると、これまでの教育委員会の体制にも問題がなかったわけではないと思います。特に首長部門から独立した教育委員会というものの政治的中立を保つということのために、首長の関与が余りなかった、抑えてきたと。ただ実際は、じゃ、その政治的中立が保てる組織だったかという、そうでもなくて、実はいわゆる市町村の教育委員会は県の教育委員会の、そして県の教育委員会はその上は国の文科省のいわゆる直接指導を長年受けてきたような、いわゆる縦の行政体質というのがずっとあって、そのことが法改正された後でも実質的にはずっとあったんだということが言われております。

そこら辺については、実はこの「教育委員会——何が問題か」という新藤宗幸先生の本にいろいろ詳しく書かれております。紹介しようと思ったら、教育長もこれ熟読されているということで、同じ本をお持ちなので、いろいろ言いませんけれども、確かにそういう意味では、今までの教育委員会の制度にも問題はすごくあって、そういうそのいわゆる本当の縦の行政系列が無責任体質を誘引していた大きな要因であるということも指摘はされています。

ですが、じゃ、逆にその首長機関から距離を置いていたから政治的中立が保てるかという、むしろ逆で、その縦の系列で文科省、文部省の直接指導が関与されるのであれば、むしろそのほうが実は政治的関与を受けやすかったという性質も否めないということが指摘されています。

でも、だからといって、じゃ、今回制度改革しましょうと言ったときに、教育長が言われるように、じゃ、その首長のリーダーシップのもとに、全部首長の下に置いてしまえば、これらの問題が解決するのかどうかということだと思っんです、今回の制度改革の見方としては。私はそうではないというふうに思います。

教育委員会の責任が曖昧だったから、それはもう全部首長が直接選出する教育委員で責任とらせればいいんだとか、隠蔽体質だとか、管理能力が低いから、じゃ、その首長が管理すればいいんだとかってというようなことが、その問題の解決ではないと私は思います。

本当の問題解決っていうのは、教育委員会自身が今までのそのみずからで縦の行政体制を抜け

出して、それで、国とか県の教育委員会に依存するのではなくて、地域レベルで教育委員会がみずからで責任を発揮して、みずからでその責任に対してを自覚して、自己決定、自己責任をしていける体質に、自分で体質改善しなきゃいけない。そのことが解決だと思うんです。首長の傘下に置けば、ますます私は無責任になっていくのではないかなというふうに思います。そういう意味では、今の制度改革案については、非常にちょっと私は危惧をしているんですけども、具体的に、教育委員会みずからが体質改善するためにはどうしたらいいのかというところで、先ほどの同僚議員の質問には、これから模索していきたいと答えられていましたけど、私は国や県の縦系列で制御されていた教育委員会を首長の制限のもとに置くんじゃなくて、むしろ住民の監視と関与の中に置くことだと思うんです。そのことが一番の体質改善だと思うんです。

というのは、教育委員会制度の根本は、いわゆる教育における民衆統制、いわゆるリーマンコントロールがベースです。つまり、開かれた教育委員会にして、教育委員会をどこに開くのか。首長に開くのではなくて、市民、住民、保護者、学校現場、そして何よりも子どもたちに開かれた身近な教育委員会にしていくということが、私は一番の教育委員会制度改革、制度ではなく体質改革ではないかなと思います。

私の不勉強もありますけど、私はこれまでおよその教育委員会がいつどこで開かれて、どんな議案がどういう議論によって決められてきていたのかというのは、ほとんど知りませんでしたし、知る機会が余りありませんでした。もちろん議会の立場にいますから、そういうところから関与したり、情報を得ることはありますが、およそ一般市民とか保護者の方々にとってみれば、教育委員会というのがいつどこで何を話されているのか、ほとんど知らないんじゃないかというふうに思うんです。だから、知らないから誰も関心を持たない。関心を持たないから、どんどん無責任になる。無責任になっていくから、いいかげんな決定になっていってしまうということが、私はそのマイナスな体質になってしまったんじゃないかなと。

この体質を変えるには、まず教育委員会を開いて、市民や保護者や学校現場にどんどん情報を開示して、身近な教育委員会、目に見える教育委員会にしていくということが重要なのではないかなというふうに思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

文科省そして都道府県教育委員会それから市町村教育委員会そして学校現場とかいうような形の中で、縦線が強かったということは事実だろうと思いますが、公立学校と公立の教育行政としてどうするかという視点の中でやっているわけですが、御案内のように、地方分権という流れが来ました。それによって、いわゆるさっき言った縦線じゃなくて、例えば県教委と市町村教委の関係は上下ではなくて同率だと。だから、そういう対等な立場の中で、市町村教育委員会は地元

を一番知っているところに位置しているので、その面を大いに反映させるという視点が強調された時期がありました。

時期がありましたという言葉をあえて言わせてもらいますが、大分県の場合は不祥事問題が起きました。それ以来、やはり縦線の系列といいますかが、やや出てきつつあるかなという懸念は持っていますが、本来あるべきことは、今、議員言われるように、やはり子どものために何をすべきかという視点の中で考えたときに、教育委員会に対して保護者たちが何を望み、地域が望んでいるかということが非常に最重要課題であろうという認識は持っています。具体的にどうするかということが、今からの課題ですけど。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 具体的には、教育委員会の情報を開示してもらいたいんです。出してもらいたいんです。これは、議会改革も同じなんです。

議会というのが今、全国の地方議会が一斉に議会改革、議会改革と言っています。我が由布市議会も御多分にもれず議会改革に取り組んでいます。

議会改革の一番の基本は、議会の情報を徹底的に有権者、市民の皆さんに、こちらからお知らせしていくこと。議会がいつどこで開かれ、何をしているかわからない、議員は議員報酬もらいながら、ふだん何をしているのか全然わからないというようなことから、議会不要論が出てきたんです。それで、議員報酬も下げろ、議員定数も減らせ、議会なんか要らないということは民主主義の危機であると、そういう議会不要論に対抗して、その反省から我々全国の地方議会というのは一斉に議会改革をやり始めた。その一番最初のベースは情報公開です。

議会のことをもっと知ってもらいたい。議会の広報をつくって、由布市議会も全戸に配布していますし、ホームページもつくっています。こうやって議会中継もしています。それから議会報告会もやっています。参加者が少ないのが悩みですけど、それでも向こうから来るのを待っているんじゃなくて、こちらから議会がやっていることをどんどんお知らせする。そうすると、1人でも2人でも議員の名前や顔がわかるようになるし、今、議会が開かれているんだねなんていうことが、市民の皆さんからようやく言ってもらえるようになってきた。やっぱりそうやって、こちらから今どこで何を誰がどんなことを話しているのかというのをお知らせすることによって、初めて市民にとっても身近になって、開かれて、関心を持ってもらえる。

教育委員会もそうだと思うんです。教育委員会の例えば広報というものが1回でも配られたでしょうか。あるいは教育委員会で決められていることの議事録みたいなことが、例えば市のホームページやインターネットで読めるようになっていきますでしょうか。あるいは教育委員さんたちの名前や顔が一般の人たちにどれだけ知られているでしょうか。やっぱりそういうところから、まずはそういう教育委員会が今やっている活動なんかを積極的にお知らせしてほしい。広報に載

せるでもいいですし、教育委員会独自の広報をつくっていただいてもいいと思いますし、そういうことから始めていただきたいなというふうに思っています。

こういうことをして、開かれた教育委員会にして、市民に身近な教育委員会、保護者に身近な教育委員会にしていくことが、今後、首長主導主義の教育委員会制度にもしなつたとしても、その首長が、例えば政治的に暴走、独走したとしても、市民の監視や関与があれば、その暴走がとめられるというのが一つです。勝手なことを教育委員会が決めていたら、常に住民や保護者からの声が上がってくるような、そういうことにしておく、そういう地域に開かれた教育委員会の体質をつくっておくことが、私は今後の教育委員会改革制度に向けて、由布市教育委員会ができることの一つではないかなというふうに思っています。

それからもう一つ、議会の関与ということについて教育長が言われました。

もちろん議会の関与も重要だと言っていましたけれども、それは、私はそうだと思います。ただ、議会も首長も直接選挙で選ばれています。そういう意味では、政治的色合いを帯びています。ただ首長が1人でかかわることよりも、議会がかかわることのほうが、政治的中立性を保てるのは、何よりも議会が複数による合議体だからです。首長は1人で物が決められますけれども、議会は全員で話し合わなければ物事が決められない。いろんな考えを持っている人が話し合いで決めることによってブレーキが、暴走が、ある一定の方向に変更することに対するブレーキがかかるし、民主的な結論が得られると。そういう意味では、私は議会の関与は重要だと思います。

そういう意味では、これはちょっと愚痴にもなるんですけども、先ほど言われたように、教育委員の任命には議会の同意が必要です。この人事案件の同意について、ますます私は議会がしっかりとかかわっていくことが重要だと思っています。

ただ、それについては、実は今回の議会から、由布市議会は人事案件の任命同意については委員会付託せずに、委員会付託を省略して即全員採決してしまうというようなやり方に変えてしまいました。私はもう何でこんな方法に変えたのか、こんなことどこから出てきたのかびっくりしたんですけども、既に今議会の初日に、人権擁護委員会の人事案件を委員会付託を省略して、いきなり採決してしまいました。私はこれは大変不服に思っていますし、議会の自殺行為だと思っています。

何で今までちゃんと委員会付託していたものを委員会付託しないで、いきなり採決なんかするのかと、議会運営委員会でもさんざん言いましたけど、何かその臨時議会なんかで人事案件が出たときに委員会付託すると、1日じゃ臨時議会が終わらなくなるからとか、あるいは人事案件には修正権が及ばないからだとか、ほかの市議会ではほとんど委員会付託を省略しているからだとかという理由を言っていましたけど、私はそんなものは全く理由にならないと思います。

臨時議会を1日で終わらせなきゃいけない理由はどこにあるんですか。さきの条例をつくった臨時議会は、ちゃんと重要な案件については、二、三日、日程をとって慎重審議をしたじゃないですか。臨時議会をなるべく1日で済ませようなんていうのは、議員が自分たちで働きたくないと言っているようなもんです。そんなことをして、重要な人事案件を慎重審議する委員会付託しないで省略しようなんていうことは、私はとても議会の自殺行為だというふうに思っています。

人事案件というのは非常にデリケートなものです。しかし、先ほど教育長言われたように、特に教育長の辞任については、由布市は過去不祥事もありました。あのときに、市長の任命責任を問う声も上がりましたがけれども、私は議会の同意責任というのもあったと思うんです。そのことの反省から、由布市議会というのは、人事案件についてはなるべく臨時議会にはかけずに定例会にかけましようということを市長にお願いしてきているんです。

これは、3期目の議員だったみんな知っていると思いますけれども、昔、臨時議会で人事案件出してきたのはけしからんと由布市議会が言って、任期が切れる人事案件は事前にわかっているんだから、直近の定例議会に出しなさいということを言って、そういうふうに変えてきたんです。これは、議会改革です。これに逆行するようなことを今回の議会はしてしまったということは、私は本当に恥ずかしいことだと思います。

ちゃんと定例会に出された案件については、なるべく委員会付託して、慎重審議をして、議会が同意責任をきちんととれる、そういう責任を果たせるような議会運営をしていただきたいというふうに、これは思います。これは教育長に言うことではないんですけれども、愚痴まじりで。

私は今後、議会運営委員会でも言っていきたいと思いますし、ましては契約案件までそんなことしようなんて言葉が出ましたが、とんでもない話です。議会改革の逆行するようなことは、絶対すべきではないというふうに思います。

そのことを申し上げておきながら、次、人事異動、人事評価について、時間が余らないので飛ばしますけれども、10月異動してみたらどうかというのは、もちろん4月異動がベースになっているんですけれども、今回3月議会で予算を審議します。4月異動だと、4月になってみたら大分人がかわってしまって、よその人が、ほかの人がつくった予算を執行しなければいけないみたいな現場が幾つもあって、今度6月議会になってみたときに、3月議会でいろいろ予算説明していた人たちとすっかり顔ぶれが変わってしまっていて、何かいろいろそういう引き継ぎがなかなかできにくいというようなことがあったり、あるいは実際に担当の職員も自分でつくった予算を自分で執行できないというようなことがやりにくいんじゃないかなということで、10月異動というのもメインにできるんじゃないかなという提案です。ほかの自治体でやっているところもあるようなので、これはもう今後のことでいいので、ぜひ研究して見ていただきたいというふうに提案でおさめておきたいと思います。

それから異動ですけれども、新人の人たちは3年をめどで、一般の人たちは原則5年めどというのわかります。私はそういうのはいいんですけど、異動するのも、できれば特に専門分野なんかは同一分野内での異動というようなことを考えられないかと思っているんです。例えば保健福祉分野なんかでは特に専門性が求められていて、毎年、法律だとか制度がころころ変わっていきます。ようやくその制度を認識した職員がすぐ異動になってしまうというようなことが往々にしてあります。同じ課にずっといろと言っているわけではないんですけど、関連するような専門分野、例えば国保から介護保険のほうへの異動とか、こういうのは関連がありますし、前の部署での経験もすごく生きると思うんです。そういうある程度の一定程度の分野内での異動というようなことをちょっと考慮に入れられたらどうかなというふうに思っていますが、市長、そこら辺どうでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 人事異動につきましては、やっぱり経験を長く積んで、そしてそのプロに近いような状況になった職員がおるほうが、いろんな取り組みとしてはいいんじゃないかという意見もたくさんあります。そういうことも含めて、引継ぎ等々もしっかりやり方とかそういうことも含め、そしてまたそういう5年とかスパンを一応しいてありますけれども、その課の内容については十分考慮する必要があるというふうに思います。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） あの人をこっちに持ってこいとかいう、そういう人事に介入するつもりはありません。ただ、その職員の専門性を大きくどう育てるかといったときに、そういう同一分野内での異動というようなこともちょっと考えていただければなというふうに思います。

それから人事評価制度、これはいわゆる地方公務員法40条の勤務評定、勤務成績の評定を行っている。ただ、いわゆるその人事評価、平成19年に法律案が出されて、ただこれ衆議院の解散で廃案になってしまっていて、法律制定はされていないんですけども、国家公務員はもう既にこの人事評価が進んでいますので、近い将来、地方公務員もこの人事評価、こっちの方向でいくと思いますので、ぜひこの方向で人事評価制度を積極的に取り入れていただきたい。そのときに、やっぱり重要なのは自己目標と自己評価をどういうふうに取り入れるかということだと思います。

これは、まだまだ今後の課題だと思いますので先へ伸ばしますが、そういう意味では、自己目標と自己評価を入れるために、研修もそうです。上の人に、上司の人からこういうことを勉強してこいちゃうて研修に出されるんじゃないなくて、自分でこういうことを勉強したいと思って、自分で研修に行く、そういうようなことをぜひできる職場をつくっていただきたい。お手元にお配りしております職員研修の目標、みずから考え、みずから動く、やる気のある職員を育てるといふことのために、ぜひ自主的な研修メニューやプログラムを考えていただきたい。

それから、自分で探してきて、自分でこういうのに行きたいんだけどというようなことを言って、そういうのに参加したときにはチーム全体でそういうことを支えてあげる。個人の研修ではなくて、研修してきた職員がきちんとそれを持って帰ってきて、課だとかプロジェクト全体にその研修成果を発揮できるような、そういう職場づくりをしていただきたいということです。

時間がないので、もう御答弁は結構です。

ちょっと添付資料をつけさせていただいておりますけど、いろんな職員研修の場があります。自治体学会と東京財団を紹介させていただいておりますが、自治体学会とか東京財団、これはぜひお勧めなんですけど、自治体学会というのは、全国の職員と、あと自治体学、行政学の権威である学術研究者の人たちでつくった最も日本で歴史ある学会です。

私はこれに入っているんですけども、職員の人でこれに入っている人がいたと思うんですけど、今この中で入っていらっしゃる、総合政策課長入っていらっしゃいますね。旧湯布院町の職員は何人か入っていたと思うんですけど、最近こういうのに入ってくる職員が少なくなって、とても残念なんですけど、実はこの前、おとといの金土の週末に、私はこの自治体学会が主催する大森彌先生の自治立志塾 in 九州という連続講義を受けてきました。本来は職員向けの塾だったんですけども、議員も入っていいよということで行ってきました。全国から熱意と志のある職員がみんな集まって、熱い活気にあふれて生き生きとした研修の場なんです。みんな自主参加です。自費で参加してきています。休みをとったり、あるいは土日ですから、自分から交通費も払って来ていました。

この職員の人たちは、自分の職場に帰ると、いろいろ問題もあったり、いろいろ人間関係も難しかったり、仕事も難しかったりして、非常に悩んでいる職員が多いんです。だけれども、全国に同じようなことで同じように悩んでいる職員がいるんだというその強みをこの自治体学会で持てるんです。全国に自治体職員のこれだけ大勢の仲間がいるんだということが、やる気と自信につながる。ぜひこの自治体学会に職員の皆さんの参入を、特に若い職員の参入をお勧めしたいと思います。もちろんこれ、議員も入れます。議員専用の分科会もありますので、本日いらっしゃる議員諸兄姉もぜひ自治体学会に御加入をいただければというPRを勧めたいと思います。

最後になりました。この自治体学会で大森彌先生が最後に自治体職員に向けてこういうお話をされてました。

自治体職員の仕事というのは、そのほとんどが地味で平凡で目立たず、苦勞の多いことばかりです。大体そういうものなのです。公務員の仕事というのは、そういう地味なことなのです。でも自治体職員の方には、自分が今のところで、今のことを今のようにやっている自分が、今のままでいいのだろうかという問いかけを常に自己に問いかけ、それに答えられる人になってほしい。そして退職のときに、長い職員人生を振り返ってみたときに、自分はこれだけはやってこ

れたと言えることが3つぐらいは話せるそういう役場職員人生を送ってほしいという御挨拶をされました。この3月をもって……。

○議長（工藤 安雄君） 議員、時間が来ました。

○議員（10番 小林華弥子君） はい、最後です。

この3月をもって退職される職員の方々、長い役場人生の中で、そういう思いが幾つかあったと思います。その思いをぜひ若い職員に託して、長年の職場人生を振り返っていただければと思います。長い間、お世話になりました。ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。（拍手）

○議長（工藤 安雄君） 以上で、10番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

これで今回の一般質問は全て終了いたしました。

○議長（工藤 安雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、あす午前10時から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時10分散会
